

平成 21 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 3 日目）

平成 21 年 3 月 6 日（金曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 森 長一郎

副委員長 柳原 清

委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

小嶋 廣司 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

市民課長 小林 安子

税務課長 菅野 敏

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

収納課参事(兼)収納課長補佐 角田 三雄

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育部副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育部副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

監査委員事務局長 大友 辰夫

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 58 分 開議

○森委員長

おはようございます。

定刻より若干早いのでありますが、皆さんおそろいでございますので、始めてまいりたいと思います。

ただいまの出席委員は 21 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 22 号 平成 21 年度多賀城市一般会計予算(歳出質疑) 1 款議会費～3 款民生費

○森委員長

それでは、議案第 22 号 平成 21 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

きのうに引き続き歳出の質疑を行います。まず第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を行います。

その前に、竹谷委員より発言を求められておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○竹谷委員

ありがとうございます。

実は、きのうの歳入の延長路線で御答弁いただきました。前に予定、まちづくり交付金の件でいただきました。私もきのう帰ってからいろいろ調べてみました。どうもそういうのは見当たらないので、大変恐縮ですが、答弁されたのに符合するような資料があれば、参考までに提出願いたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○佐藤道路公園課長

資料を早速つくりまして、御説明したいとそのように考えます。（「よろしくをお願いします」の声あり）

○森委員長

では、全員に配っていただくようお願いいたします。（「はい、わかりました」の声あり）よろしくどうぞお願いいたします。

では、早速始めてまいりたいと思います。

○相澤委員

資料6の25ページ、行政情報、まずそれが一つ。あと二つ目に、55ページの、シルバーワークプラザについて、それから三つ目に、53ページの、地域包括支援についてお聞きします。

まず25ページの、行政情報システムについてお聞きします。これは、新しいシステムを入れることだと思うのですが、コンピュータですね。それによってどのような効果を期待して、どのような姿を目指そうとしているのか。もしも数字等で、例えば何人分の効果があるとか、そういう形で示せるものがあったらお知らせください。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

今回、その新しい行政システムを目指す背景には、現在、本市の情報関係につきましては、昭和61年に導入をしてございます。ホストコンピュータを導入以来、もうかれこれ二十数年経過しているわけですが、これのホストコンピュータにつきましては、今まで法改正などにつきましては、職員みずからそれを改正に携わってやってきている経緯がございます。

それを、今回はそういうことではなくて、新しい統合型のパッケージシステム、その業務ごとにそういう民間のパッケージが今、開発されておりますので、その辺に切りかえていこうということで、業務の平準化、それからマニュアル化を目指していこうということで、具体的にははこういふ、例えば職員の削減とか、そういう数値目標までまだ具体的にはなっていない。今のところ、予定としましては30業務を移行しようと思っております。

○相澤委員

それでは、導入してから、導入前と導入後の比較というのが出せるという格好でしょうか、今のところ。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

費用的な面をお話ししますと、今現在のホストを利用した場合の費用でございますが、約年間1億7,000万円ぐらいかかってございます。それを、今回、その新しいシステムに移動することによりまして、今回、債務負担行為で載せてございますが、5年間で約9億8,000万円ほど債務負担行為を設定してございますが、それは、5年後に、例えばそれがうまく稼働しまして、5年後の例えば平成27年度につきましては、今のその1億7,000万円かかっているものが、年間約1億円ぐらい、ですから、5年後につきましては、7,000万円ぐらいが削減できるのかなということで見通しはしてございます。

○相澤委員

次に、資料 6 の 55 ページ、シルバーワークプラザ設置についてお聞きいたします。今まであったシルバー人材センターとの違い、平成 22 年 2 月完成予定という御説明がありましたけれども、シルバー人材センターとの違い、それからどのような内容のことをお考えになっているか、御説明をお願いします。

○永澤介護福祉課長

これまでのシルバー人材センターとの違いとのことでございますが、今回建設するのは、シルバー人材センターの事務所のために建設するわけではございません。これは市が設置する高齢者の就労支援、その他のための高齢者の施設として市が設置するものでございます。

ただ、その事業に最も適した団体がシルバー人材センターと考えておりますので、この施設では、いわゆる高齢者の一般施策、それにシルバー人材センターの固有の事業をあわせて行っていただく施設と考えております。

○相澤委員

もう少しわかりやすく、どういうことを具体的にやるかということ、説明できればお願いします。

○永澤介護福祉課長

やはり具体的には、近隣の市民活動サポートセンター、そのほか文化センターでございます。それはやはり生涯学習施設あるいは市民活動センターとしての施設ですので、今回建設いたしますシルバーワークプラザにつきましては、高齢者の技能、その他をさらに磨き上げていただく、あるいは、今まで持っている技能を活用していただくための事業。ですから、その技能的な面、例えば、ちょっと具体的にはまだなかなか案としては出ないのですが、そういった形でございます。

○相澤委員

いずれだんだんわかってくるのでしょうかから、では楽しみに待っていますので。

三つ目に、53 ページの、包括支援センター、これはいわゆる行政評価の方では 49 ページですけれども、これには、成果指標のところ、平成 20 年度が棒線になっていて、21 年度になっていきなり 1,500 件という数字が出ているのですが、この辺の流れはどういうことなのでしょう。

○内海保健福祉部長

ちょっと確認したいのですが、包括支援センターですか。53 ページのですと、これは地域活動支援センターというものなのですが。

○相澤委員

済みません。それでは、行政評価の取り組みの方だと、4 款になってしまうのですね。では、後で聞きます。済みません。

○中村委員

私の場合は、資料 6 の 47 ページ、委託調査関係についてちょっとお伺いします。

最初に、説明欄で上から 2 番目、統計調査事務に要する経費のところ、19 節に多賀城市統計調査研究会というのがあるのですが、これはどういう構成メンバーで、どういうことになっているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

お答えします。

統計調査研究会は、現在 87 名の市民の方方で構成してございます。統計につきましては、なかなか調査をする方々というのは非常に難しいといえますか、最近、人を集めるというのが難しいこととございまして、多賀城市におきましては、登録調査員という形で、有志で構成されている研究会をつくりまして、そして資質の向上を図っているものということとでございます。

○中村委員

それでは、男性、女性、それから年齢は大体何代から何代か。それから、業務内容、特に具体的にはどういうことを調査しているのか。それが、この下の委託統計調査に要する経費、そちらに移るわけですか。

○片山地域コミュニティ課長

ちょっと今、年齢構成を調べていますので、お待ちください

男性が 31 人、女性が 56 人でございます。平均年齢が 64 歳ということとでございます。

○中村委員

大体わかりました。

それで、次に移ります。この下に委託統計調査に要する経費とありますが、ここに、まず、センサスと調査と、こう名前のネーミングの話ですけれども、これはどう違うのか、ネーミングについてちょっと教えてください。

○片山地域コミュニティ課長

これは国の方で定められた名称とございまして、なぜこう違うのかについては、私は存じておりません。

○中村委員

それで、そこに調査員報酬で、経済センサス、それから全国消費実態調査、工業統計調査、農林業センサスとありますが、大体これに従いまして、人数、資格、目標、それから調査票などがあるのかないのか。

○片山地域コミュニティ課長

各種統計調査の概要を説明させていただきます。

まず、経済センサスにつきましては、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従事者の規模、それから基本的な構造などを、全国及び地域的に明らかにするということで、各種統計調査実施のための基礎資料とするということとでございます。こちらは調査員が全部で 50 人を予定してございます。（「資格」の声あり）特に調査員の資格というのはございません。

それから、全国消費実態調査ですか、これは国民生活の実態について、家計の収支、貯金、あるいは負債、耐久消費材、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査しまして、全国あるいは地域別の世帯の消費、所得、資産に係る水準、構造、分布などを明らかにして、各種社会経済施策の基礎資料とするもので、こちらは調査員さんはお2人、これも資格はございません。

それから、工業統計調査につきましては、これは我が国の製造業の実態を明らかにすることで、調査員は5人ということで、これも資格はございません。

最後の、農林業センサスですが、これは食料・農業・農村基本計画並びに森林、林業基本法に基づく諸施策及び農林業に関して行ういろいろな統計調査に必要な基礎資料を準備するというので、こちらにつきましては、調査員が17人ということでございます。こちらについても特に資格はございません。

こういった調査を円滑に行うために、あらかじめその統計調査研究会を組織して、そしていろいろな研修を行って、その方々を中心に調査を行っていただくというようなことでございます。

○中村委員

先ほど、調査票とか、調査票の保管場所、閲覧についてできるものかどうか、その3点についてもお聞きします。

○片山地域コミュニティ課長

調査票につきましては、県から定まった調査票が送られてまいります。調査の前に。そして、それらにつきましては、いろいろな説明書だとか、そういったものを含めて、全部数もちゃんと、調査員に渡した袋をきちんともらって、それをそのまま今度は県の方に返しますので、市の方には保管はしてございません。

○中村委員

この調査した場合、大体近未来、または中未来ですか、その辺の予想をするのがこの調査の目的だと思うのですが、そういうことに関して、この上からどのような未来予想図があるのか、予想はされているのでしょうか。もし答弁できるのであればお答えください。

○片山地域コミュニティ課長

経済センサスにつきましては、ことしの7月1日が調査日になっておりまして、これらがある程度明らかになっていくのは平成22年の6月に速報が出て、11月に確定報が出ますので、来年の11月ごろということが調査の結果が明らかになるということです。

それから、全国消費実態調査につきましては、ことしの9月から11月にかけて調査をいたしまして、これは平成24年1月ごろに確定する予定だということでございます。

それから、工業統計調査につきましては、ことしの12月31日現在での調査を行うということでございまして、これは平成22年9月ごろに速報が出ますが、最終確定は23年3月から5月ごろという予定でございます。

それから、最後の農林業センサスにつきましては、来年の2月1日に調査を行う予定です。これらの速報が出るのが平成22年11月ごろで、確定されるのが23年6月ごろという予定になってございます。

○中村委員

最後の質問です。一本柳地区に工業団地を一応進めているのですが、この調査は参考にはなっているのでしょうか、なっていないのでしょうか。最後です。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

一本柳の基礎データとしては、各種経済そのセンサスなどで、その企業の例えば従業員の数だとかということでは、バックデータとして、平均的な数値ということでとらえてはおりますけれども、そういう形での利用はさせていただきますが、ただ、実態的に詳しい情報になってしまうと、国の統計ですので、個人情報ということで、我々に表向きの外側の数字しか見ることができないということでございます。

○伏谷委員

今、相澤委員も質問したところなのですが、情報化の推進に要する経費ということで、もう少し伺わせていただきたいと思います。今、ホストコンピュータを廃止して、クライアントサーバーを30業務ぐらいということで伺ったのですが、具体的にこのクライアントサーバーというのはどういうことをいうものですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今回我々が目指すものは、統合型のパッケージ、要するに、各業務ごとに、今は民間のそのいろいろなパッケージが出ていますので、それに切りかえようと。それは、例えば、国のいろいろな法改正などがあった場合には、それも全部それが網羅されますということなので、統合型のパッケージシステムに切りかえていきたいと思いますということで、今、30業務をそういうふうに移行しようと思っておりますので、そのような方向で今進めておるところでございます。

○伏谷委員

例えば、住民税のシステムの管理業務委託料とか、その管理業務システムに対する委託料というのが、そういうふうなクライアントサーバーを使ってというふうなことになるのですか。とは違いますか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

税情報とか、その管理業務委託、それとはまた別な視点かと思っております。

例えば、税金を賦課するようなシステム、そういうものを今回は、今までは職員みずからそのシステムをつくってきたわけですが、それをやめまして、今度はそういうふうなパッケージになっているシステム、それを導入しようということなので、またそれとも違う方向かと思っております。

○伏谷委員

そのパッケージの出すということが、そのパッケージを出す会社があるということなのです。具体的にそういうところは。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今現在、その市販のパッケージが開発されていまして、そういう民間会社のそういうパッケージを導入して、対応していくということでございます。

○伏谷委員

例えば、今のホストコンピュータは日立のものを使っている。話を聞くと仙台もそういうものを使っていたので、できれば多い自治体のものを使った方が利便性が高いのではないかというふうには伺ったこともあるのですけれども、このパッケージを今から出す企業というのは、各社いろいろ出てくるというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

そうです。今現在、もう既にそれがコンピュータの流れになってございまして、販売されてございます。

それから、今回うちの方で目指すのは、今現在はホストを庁内に置いて業務をやっているわけですが、今回のその新しいシステムは、ここにその情報を置かないで、例えば民間のデータ会社に移行しまして、多賀城市とその専用回線で結びまして、データは別な場所に置こうという方向性でやっております。県内ではもう既に名取市などはそういう移行していますので、それを今、目指そうかと思っております。

○伏谷委員

ということは、今までよりセキュリティーの面もかなり安全になるというふうを考えてよろしいわけですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

セキュリティーの面、それからあと、災害にも備えようということで、そういう方向性で今、庁内で検討しているところでございます。

○藤原委員

2点。一つは、資料6の25ページのパソコンの関係と、要するにソニー製品を買う件なのですが、3月3日付の河北新報に、2日の日に横田県会議員が、県でトヨタのハイブリッド車を買うことについて、WTO協定に違反するのではないかという質問をしたというのが載っています。

それで、WTO協定で、地方政府も拘束しているのですが、それは都道府県と政令市であって、一般市は含まれないのだというようなことが記事に出ています。その条例上の根拠を、手元にあればちょっと説明していただきたいと。

それから、金額が3,500万円以上というふうになっているのですが、それについても条例上の根拠を示していただきたいと思います。

それから、こういったことが全国で起きたために、2月末に総務省が、WTO協定の遵守を通知したというふうには書いてあるのですが、それは多賀城市まで来ているのかどうか。これには該当しないということなので、県どまりになっているのかということなのですが、いずれにしても、参考までにちょっとこの通知をいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

まず通知につきましては、市町村には来てございません。県に確認したところ、対象が宮城県と政令指定都市だけですので、県どまりということでお聞きしております。

が、うちの方では、資料としてはちょうどいしましたので、正式文書ということではなくて、資料としてちょうどいしましたので、うちの方に写しはございます。

それから、根拠でございますけれども、WTO 政府調達に関する協定に対して、こちらが「地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令」というのがございます。この政令が根拠となっておりますけれども、その中に対象となる団体ということで、特定地方公共団体ということで都道府県とそれから政令指定都市というふうに定められておりますので、市町村は該当しないということでございます。

それから、この政令に基づきまして、これもさらに告示が出ております。いわゆる「金額を定める告示」でございます。非常に長いタイトルなのですが、それでも、「地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」という告示でございます。これが、ちょっと私どもの手元にあるのが、平成 20 年 3 月 31 日までに適用される分しかございませんけれども、物品等の調達契約については、その当時は 3,200 万円、1 件当たりということで、今は 3,500 万円になっているということでございます。

○藤原委員

それらも十分検討した上での対応だということのようなので、安心しましたが、一応資料としては参考までにいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、もう 1 件、67 ページの、あかねの件なのですが、これは基本的なことは補正のときの債務負担行為でいろいろ議論しましたので、一つだけ。所長も含めてもう委託にしたという理由は何かということ再度お願いしたいと思っております。どういう不都合があったのかということなのですが。

○小川こども福祉課長

基本的には、業務委託の場合ですと、業務の中身と、あと競合といいますが、実際市の職員がやる業務との部分で、きちんとした区分けが必要であるというふうな考え方があるかと思っておりますので、その辺で保育所の場合ですと区分けの部分についてはなかなか難しい、その辺のきちんとしたやりとりが難しいということもあわせて、今回、所長業務まで委託した方がより明確にできるという考え方で、所長業務まで委託するような形にするものです。

○藤原委員

普通、ある施設の主権者となると、経験もたくさん積んできて、若い職員の人たちに対していろいろなアドバイスや指導ができる、そういう方が普通はそういう施設の長になるのだと思うのですが、委託の場合に、せっかく力があるのに、力量があるのに、個々の職員さんにいろいろアドバイスをやったり指示したりということができないということもありますね。そういうことも念頭にあったのかということなのですがどうですか。

○小川こども福祉課長

業務委託は派遣と違いまして、直接来て、指揮命令系統とか、そういうふうな指導監督は職員にはできないというふうな形になって、業務委託者側の方も職員にはできないこととなりますので、その辺で、一たん現場責任者である所長が、受託業者側の方の現場責任者にその辺を一回告げてから、担当の保育士などの方に指導すると、その辺で多少タイムラグ的な部分があったりとか、そういう部分が出てきてしまいますので、そのようなことを踏まえまして、保育業務というのは日々子供たちなり保育士さんと接する機会がどうして

も多いということもありますので、そういう意味で、ちょっときちんとした区分けを今回した方がいいというふうな考え方をとったわけです。

○藤原委員

確認しますけれども、委託の場合、所長は市の職員だと。それ以下を委託していると。所長が個々の委託されて来ている職員に指示したら、これは偽装請負になりますね。そういうことなのだと思うのですけれども、確認。

○小川こども福祉課長

偽装請負と言ったらいいのかどうか、その辺はちょっと私の方はわかりませんが、いずれそういうふうなきちんとした業務の切り分けは必要であるというふうな認識は持っております。

○藤原委員

いや、委託の場合に、現場で個々の職員に指示できないので、必ずその委託の方の責任者を通じてしか指示できなかったのでしょうか。そういう不都合があったので、今度所長まで委託するというふうにしてしまったということなのでしょう。

ですから、個々にやってしまうと偽装請負になるのでやれないのです。派遣にすると、今度は一定期間雇ったら、市の職員にしなければいけないから、皆さん方は派遣を避けているのでしょうか。

ですから、そういうことで、所長も含めて委託することにしたということなのでしょう。いいか、悪いかについては、私、補正でやりましたので、その辺についての評価はしませんが、その事実関係についてだけ明快に答えていただきたいのですが。

○内海保健福祉部長

いわゆる保育業務という業務の特殊性という問題もあるわけですが、先ほど来お話しありますように、やはりスムーズな意思伝達というふうな点を踏まえたと、やはりこれまでとってきた方法にちょっと不都合があったのかなというふうな状況で、今回このような形で委託をするということでございます。

○雨森委員

資料6の29ページをお願いいたします。地区集会所建設等に要する経費の中ですが、ちょうど新田中集会所、生協の裏の方にあるのですけれども、これは高崎大代線という道路の計画で、きのうもちょっとはかってみたのですけれども、玄関先もう1メートルもほとんどないところまで道路になるわけです。現在は地域のコミュニケーションというのですか、地域の方々が毎日のように使われている集会所でもありますし、現在広場がありまして、盆踊りとかいろいろと行事が行われているわけなのですが、この道路の計画でそういったものがなくなりまして、逆に言うと、あのままであれば、道路ができれば非常に危険な状況にあるわけなのです。区長さんも市の方にもいろいろと話、お願い等もあると思いますが、市の方でどのようなお考えがあるかどうか、一度お尋ねいたします。

○片山地域コミュニティ課長

新田中集会所につきましては、委員御指摘のとおりでございますが、ちょうど建物にはかからないものですから、ですから実際には集会所は移転の必要はないというところはあるのだけれども、今おっしゃったようなその活動のスペースがなくなってしまうということ

もあるので、区長さんの方から御相談はちょうだいしました。ことしになってからなのですけれども、ぜひちょっと相談したいのだということで、それで、例えばそれを移転するにしても、やはりその場所の問題だとかいろいろございますし、また、建物をどうするかについては、御案内のとおりで、半分は地区の負担ということもあって、そういった地区の側の予算的な問題もあると思いますので、とにかくこれからどういう方法がいいのか、一緒に考えていきたいと思いますということで、今、そういう段階でございます。

○雨森委員

道路の計画の方は、またこれは道路課の方で担当が違うと思うものですから、この程度にして、いずれにいたしましても、そういった地域に非常に活用されている場でございますので、今後とも行政の方もいろいろとお考え願いたいと思います。

では、次に移ります。57ページの、老人福祉に要する経費の中で、特別養護老人ホーム建設負担金ということでございまして、この中に多賀城苑とそれから長松苑ですか、松島ですね、二つの施設に負担金が支払われているわけなのですが、あと何年、そして残金がどれくらい残っているのか、残高ですが、お知らせいただきたいと思います。

○永澤介護福祉課長

負担金の残額と年数ということでございます。まず、多賀城苑でございますが、平成21年度の支出を終わりますと、残り5年、平成26年までの負担でございます。総額2,187万5,000円。次に長松苑でございますが、これは平成32年度まで、残り11年、2,323万3,219円、合計4,510万8,219円、これが平成22年度以降の残りの負担分でございます。

○雨森委員

ありがとうございます。

それで、この長松苑ですが、私はまだ一度も訪問したことがないのですが、特養老人ホームの中で、例えば清楽苑とか多賀城苑とかと方式がちょっと違うというのですけれども、中身についてちょっと御説明願えれば。何かユニット式とかなんとかとあるのですけれども、わかればちょっと説明していただけますか。

○永澤介護福祉課長

長松苑につきましては、ほかの清楽苑、多賀城苑と違うところは、ケアハウス、これは軽費老人ホームと近い形かと思うのですが、低額で入居できる、比較的介護度の低い方でも入居できる、これを併設しているのが多賀城苑との大きな違いでございます。

○雨森委員

ありがとうございました。

では次に移ります。65ページ、市立保育所運営管理の件でございますが、非常に細かいことかどうかわかりませんが、入所式というのがございまして、これは児童に父兄もついていくわけなのですが、午前中で終わると。平日ですね。そうしますと、午後、子供を連れて帰ってくれということなのですが、父兄の方々、ちょっとお話がありますのには、非常に厳しい財政の中で、皆お母さん方も勤めに行っているわけですから。そうしますと、午前中に行って、午後は休みだということ、1日休みをとらなくてはいけないということで、できれば、入所式が終わって、午後、例えば保育所の方で面倒を見てほしいという意見も多々あるようでございまして、それから、今、議会などでも日曜議会とか夜間議会とか、議会でもそれが行われているようでございますので、入所式を土曜日にお願できないだろう

かというような声も出ているのですが、役所側としてはどのようなお考えかちょっとお尋ねいたします。

○小川こども福祉課長

現在の入所式、今年度といいますか、平成21年度については4月2日を予定しております。現実的には入所式の際、式典ばかりではなくて、今度はクラス編成の先生たちの紹介をしたり、いろいろやらなくてはいけない。その後、父母の会の問題も、新しい保護者の方が入ってきますので、父母の会の役員さんを決めていただいたりとか、いろいろしなければいけないのです。

そういう関係もあって、一応入所式は早目にとということと、あと、どうしても仕事の関係で休めないという方については、午後も保育を受け付けております。決して、その日があるから、1日全部休めという話はしておりません。どうしても都合のつかない方については、午後そのまま引き続き保育をやるということとやっておりますので、その辺は心配ないかと思えます。

○雨森委員

わかりました。

済みません。ちょっとまたもとへ戻るのですが、最後に一つ、57ページの、ひとりぐらし高齢者対策事業ということなのですが、実は、多賀城でひとり暮らしをしていらっしゃる方が何名あるか、これは数字的に出されているかも知れませんが、現在の一つの例を申し上げますと、ひとり暮らしの方が飼っていた愛犬ですが、犬がいるのですが、老人が亡くなりました。そしてその犬は非常に利口な犬でございまして、亡くなった飼い主を現在待っている状況でございます。毎日ほえながら、じっと待ち続けているのですが、この家も借家でございまして、明け渡しということも言われているわけなのです。

高齢化がますます進む中で、この犬をどうするかということです。あとは猫とか、猫はあちこち放浪の旅に出るのですが、犬というのは非常に家につくものですか、人につくのですか、しっかりと待ち続けております。

そういったニュースを役所から流されて、動物愛護団体の方からもいろいろと見えているのですが、この里親が見えないと、なかなかそこから撤去されないわけです。これから役所の方にこの犬は届けられておって、持ち主の財産の一つだというふうに聞いておるのですが、こういったことがだんだんとやはり起きてくるのではないかと。犬は決して悪くはなしに、老人対策に非常に介護の面においてもプラスになる動物でありますし、邪魔ではないのですけれども、先に亡くなってしまいますと、その後の始末を市の方はどのような考え方を持っておられるのか。担当、お考えをお聞きします。

○森委員長

所管が多分またがっていると思うのですけれども、保健福祉部長から答弁をしたいということですので。

○内海保健福祉部長

明快な答えになるかどうかちょっとわかりませんが、私の所管は人を保護するといえますか。ですから、そこで飼っているその犬の話ということになりますと、多分所管外になるのだろうというふうに思います。

今、動物愛護の観点からすれば、そういった施設に届けるなりなんなりというふうな形の対応しか方法としてはないのだろうと。特に飼い主が亡くなってしまったというようなケースにつきましては、多分唯一の方法ではないのかというふうに思います。

○雨森委員

部長おっしゃることはわかるような気がするのですが、現実的に、この間も、「すぐやる課」と、何でも相談に乗りますということで、こういった例もこれから出てくると思うのです。総務部長、横を向いていたのですけれども、あるのですよ、そういう例はどんどん出てくるのです。

そうしたときに、犬を置き去りにされた地域の方々が、夜も寝られないとか、鳴き続けているとかという問題が起きているわけなのです。ですから、そういうときにどのように対応していただけるのか、あなたたちも保健所に連絡をとって、そういう施設に送り込むのか、そういったこともある程度お教えいただくと、我々地域におりましても安心なのですが、里親が見つかるまで、小屋を借りてきて、そこに置いておくとかというようなことも話も出ているわけなのです。地域の方も非常に頭を痛めている方もございますので、参考までに御紹介したわけなのですが、どうぞそういった面においても、これからそういう例がいっぱいあると思いますから、よろしく願います。一応要望しておきます。

○佐藤委員

73ページの、放課後児童健全育成、学童保育のところでお伺いします。いろいろ子育て支援に関してはたくさん、狭いから広くしてほしいとか、いろいろあるのですが、時間延長のところでの要求も、一般質問にも取り上げさせていただきましたけれども、いよいよ実態は、なかなか時間までに迎えに来れない、そういう労働形態の母親あるいは父親がふえてきているという点では、現実だというふうに思うのです。

仕事をするか、子育てに専念するかという暮らし方が、なかなかもうしにくくなってきて、仕事をせざるを得ないと、子供を預けて仕事をせざるを得ないというような母親がたくさんいる中で、時間延長という事業は、本当にいろいろあって大変なのだけれども、やらなければならないという事業ではあると思うのです。

その中で、なかなか指導員が確保できないという悩みも伺いました。それは、いわゆる扶養の範囲内で働く人たちしか見つからないような状況の中で、そういうことが生まれてきているようですけれども、担当課にお願いしたいのは、この実現を手放さないで、実現する方向で追求していただきたいという思いなのですけれども、いかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

確かに、そういう需要は全くないわけではないというふうに認識は持っております。

ただ、現在、先ほどもちょっと佐藤委員の方からありましたように、例えば1時間延長をすとなれば、各施設とも1人から2人くらいの指導員の増員が必要になってくるだろうというふうな見方もしております。

一方でそういうような問題もありますので、その辺の確保の問題も含めて、これからの後期計画の中で、どのような形でやっていったらいいのかというような部分も、ちょっと検討などをしていきたいというふうな考え方を持っております。

○佐藤委員

何というのですか、薄めないで、大きな目的の一つとして、ぜひ取り組んで頑張っていていただきたいというふうに思います。いいです、それで。

○松村委員

3点質問させていただきます。

まず、資料6の13ページです。協働によるまちづくり促進事業費について、この項目についてお伺いいたします。市長の施政方針にもありましたとおり、本市は市民参加、市民協働のまちづくりを標榜されて、昨年、活動サポートセンターも設立し、強力に重点政策として推進しているところであります。

その結果、本当に8カ月足らずで1万人のサポートセンターの利用者があるということは、本当に素晴らしい成果だったのではないかと思います、まず当局の御努力を評価させていただきますと思います。

それで、お伺いしたいのですけれども、まず1点は、この8カ月を振り返りまして、行政としてもいろいろな課題とか感想をお持ちではないかと思うのですけれども、その点をまずお伺いしたいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

8カ月、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、1万人を超えたということで、月平均ですと、ちょっと12月、1月は落ちたので、でも現在でも1カ月千二、三百人ということなので、仙台市の同様のサポートセンターが5,000人という数からすると、人口割では、相当多賀城のサポートセンターを御利用いただいているのかなというふうに思っております。

その中での反省としましては、前に一般質問で相澤委員からもお話しありましたように、やはり従来お使いいただいて、生涯学習支援センターという形で使っていたのですけれども、それがサポートセンターになった途端に、ちょっと使い方が変わったのではないかとというようなところで、いわゆる利用者からのちょっと苦情に対しての窓口のトラブルが最初のうちはちょっとあったということがございました。

ただ、それは私の方とか、あるいは生涯学習課の方から繰り返しいろいろ説明させていただいて、現場のスタッフも本当に懇切丁寧に対応していただいているということで、理解をしていただいているということはありますけれども、ただ、これまで生涯学習のセンターとして使っていた団体の中では、やはり市民活動サポートセンターとなるとオープンスペースがあったりとか、あるいは事務用ブースだとか、そういうことで、全館貸し切りにできなかったりだとか、必ず常時だれかがいるということになると、そういう意味では音が鳴ったりとか、あるいは運動をしたりとかというような団体の方々には、ちょっと御遠慮いただかなければいけない部分もあって、そういったニーズに対応するような何かが必要なのかということはちょっとありまして、それにつきましては、この間、一般質問の中で教育長の方からもきちんと答弁させていただいたところだと思うのですけれども。

それ以外の課題等については、やはり初年度ということもありまして、やはりまだ認知度が低いというのはございます。私もいろいろ近隣の市町村の、役場だけではなくて、いろいろな市民センターとかいろいろなところを回って、営業活動といいますか、そういうこともやっているのですけれども、まず市民の方々ももちろんそうですけれども、もっともっとやはり認知度を高めていって、たくさん利用していただきたいというようなところが、やはり一つの大きな課題ではありまして、使っていただくと非常によさがわかっていただくということもありますので、この場でもぜひ皆さんにも御利用いただければというふう

にちょっと宣伝させていただきたいのですが、今、1年間の運営を仙台・宮城 NPO センターの方にお願いしておりますけれども、その成果とか振り返りを、実は再来週にちょっと予定をしております、その中で1年間の振り返りをみんなに聞いていただくかということもちょっと企画してございます。それに向けて、新年度どういふふうにそれを受けてやっていこうかということも、オープンな形でやっていこうかというふうに考えております。それをぜひごらんいただければと思います。

○松村委員

ありがとうございます。まだ始まったばかりですので、試行錯誤をしながらの運営かと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それで、私もこのサポートセンター、いろいろ活動で活用をさせていただいているのですが、やはり皆さんが本当に喜んで今後も活動に、一時的なものではなくして、継続的に活動に取り組んでいくためにも、やはり柔軟な行政の対応というものがやはり大事かというふうに思います。そういう意味で、やはりもっと行政としても臨機応変な対応を、今までこうだからとか、こういうあれだということではなくして、現場の声をしっかり受けとめながらやっていただきたいというふうに思います。

そこで、一番やはり活動で、私もこの前、あの交流会というものに参加させていただいて、出た意見の中には、やはり活動資金の件と、あと活動の時間の問題です。特に現役の方が活動している場合は、大変皆さん仕事を終えて、そしていろいろ志を持って皆さん活動しているわけですが、そういう中で、なかなか時間がとれないということで、気持ちはあるのですけれどもというようなことで、そういう悩みも随分ありました。

そういう意味で、そういうものところを行政がバックアップして、応援できる部分はしていくということも大事ではないかと思っておりますので、この前の、市長も出られまして、土曜日にやりましたときの方も、これからはやはり行政の柔軟な対応というのが大事だというような総括だったように記憶しているのですけれども、ぜひそのような形で、今後ますます多くの市民が、喜んでこの市民活動に参加できるような環境づくりをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あともう1点なのですが、行政評価表の159ページ、こちらのところで、対象というところに、市民活動の「対象（誰、何に対して働きかけるのか）」というところに、「コミュニティ活動を行う者（行おうとしている者）、また市職員」ということで明記しております。

市としても、市職員にも、みずから市職員が活動に参加されることを呼びかけられている、目標にされているのだというふうにとられますけれども、私も前からそのような、私の持論でお話はさせていただいておりましたが、市としまして、市職員が今、こういう市民活動に自主的に何かに活動して、所属しているというものの、参加状況というものを掌握してられるのかどうかお伺いいたします。

○澁谷総務部長

これは、市民活動を職員がいろいろな分野で活動していると思うので、別にこれを届け出をしなければならないとかという部分ではございませんので、私どもの方でちょっと把握はしていないのですけれども、ただ、いろいろこう見ますと、いろいろなところに職員は参加しているなと思ってはおりますけれども。

○松村委員

私もそのようには感じておりますけれども、ぜひ、こういうふうな目標を掲げておられるので、市職員が率先して参加するような形に今後も取り組んでいただきたいと思います。

やはり市民の活動の現場の方からは、やはり、本来市がしなければならない部分の課題に取り組んでいるそういう活動、もちろんいろいろな分野でやっているのですけれども、やはり皆さん、そういう部分をやっている部分もあるので、やはり市職員みずからそういうところに顔を出していただくということによって、やはり参加している方もまた思いも違ってくるのではないかと思いますので、ぜひその辺、よろしくお願ひしたいと思います。

次ですが、51 ページでございます。社会福祉協議会に要する経費の中でお伺いしたいのですけれども、昨年、社会福祉協議会で生活安定資金ですか、貸付金というのをやっておりますけれども、その貸付金の原資が不足して、この貸付金を申し込みに入ったら、2 カ月くらい待たなければならないというようなお話をさせていただいたと思いますけれども、そのとき、ぜひ原資の増資を市として考えていただきたいと思いますというお話をしたと思いますが、その後どのような対応をされているのか、その辺お伺ひいたします。

○内海保健福祉部長

昨年そういった御指摘ございまして、社会福祉協議会の方に行って確認をさせていただきました。

ただ、社会福祉協議会では、そういった資金枯渇の状態があった期間というのはほんのわずかな形だったということで、結論から申し上げます、原資をふやす予定はないというふうな形で、その段階では返答はございました。

○松村委員

では、今は大丈夫だということによろしいのですか。

○内海保健福祉部長

そのようなことについては報告はいただいておりませんので、多分円滑に回っているのだろうというふうに思っております。

○松村委員

今は大丈夫でしょうけれども、今、社会環境を取り巻く経済状況というのは厳しいですし、ますます深刻化されることはもうだれもが感じているところだと思いますので、やはり企業とかそういうものに対しても、今いろいろな貸し付け制度の増資とかいろいろなこともやっておりますので、ぜひその辺は市としても注視しまして、できましたら、もしそういうような状況にあるときには、生活困窮者に対して、やはり即対応してあげられるような対策というものを、対応というものも必要だと思いますので、ぜひこちらからも、「大丈夫か」というようなことで声をかけて、状況に応じてはやはり原資の増額というのを考えていただきたいと思いますというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

あと、今、貸付金の件なのですけれども、現在 5 万円になっておりますけれども、この増資についても、我が会派でも、根本委員なども前に取り上げたりしておりますけれども、今 5 万円ですけれども、今こういう状況で、皆さん大体、私が相談を受けてあれするのは、引っ越しとか卒業とか、あと入学とか何かで、どうしてももうまとまったお金が必要だといふときなのですけれども、やはり 5 万円ではちょっとなかなか大変だということもありますので、増資ということは前から言っていますが、ぜひその辺の検討もあわせてしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございますか。

○内海保健福祉部長

金額の限度を上げるというふうな話になりますと、やはり今のその利用の状況からしますと、原資をふやしてというふうな方でしか多分対応できないかと思えます。その辺、実際に窓口になっているところともうちょっとお話をさせていただいて、どういった方向が見出せるのか、ちょっと考えてみたいと思えます。

○松村委員

よろしく願いいたします。

では、次、53ページです。成年後見制度申立費についてお伺いいたします。20節のその他が、その項目がそれだということでお知らせありましたが、申立費ということは、多分市長が申立人になったために、このような費用を計上されているのだと思いますが、まず何人ぐらい、その市長の申立人があったのかということと、あと、今の本市の成年後見人制度を利用されている方の現状というものをお知らせいただきたいと思えます。

○内海保健福祉部長

市長が申立人になったというケースについてはまだございません。

それで、ここに予算化しておりますのは、それを想定してのものというふうな形で、一応予算化している。要するに、市長が申立人になるということが、法律的に可能になっていますので、そういったことも想定されると。その部分として予算化をしたということでございます。

実態につきましては、ちょっと今ここに整理してございませんでしたので、後で、情報を取った段階でお知らせさせていただきたいと思えます。

○松村委員

では、ぜひ資料の配付、よろしく願いいたします。

済みません。もう1点、先ほど言ったあれですので、いいですか。（「はい」の声あり）済みません。

69ページ、子育て支援について、子育てサポートセンターについて。これは宮城県の事業なのですが、みやぎっ子子育て家庭応援事業というものが、去年ですか、宮城県の方で事業として始めました。それを、この企業とか商店の方とか、そういう方から協賛を得て、子育て中の家庭に対していろいろなサービス、得点を、プレミアムをつけてサービスするという事業であります。このカードを市町村がいろいろなそういうお母さんとか家庭に対して手渡す窓口ということになってはいますが、この事業の本市の現状をまずお伺いしたいと思います。

○小川こども福祉課長

カードの配布の方法については、去年一斉にやった場合は、市内全部の小中学校に子供さんを通して全部渡しておりました。

あと、就学前の子供については、幼稚園それから保育所を通じて全世帯の方に回したつもりであります。それ以外の方については、3歳児健診とか1歳半健診とか、そういう健診の会場の場で、あとこれから転入してくる方については、市民課の窓口なりこども福祉課の

窓口なり何なりで、そういう場所でいつでも受け取れるような形、あとホームページ等でそういう部分について PR をさせていただいております。

あと、もう一つ、多賀城市で、ではどれだけ登録されているのかといいますと、ことしの1月30日現在で106事業所が登録をしております。

○松村委員

利用状況とか反響とかはいかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

直接的に、その利用の実態、もしくはそういうサービスを受けてよかったとか、そういう反響の部分については、私の方にはちょっとまだそこまでデータをとっておりませんので、ちょっとわかりかねます。

○松村委員

これは企業と、あと利用する方に、やはりもう少し周知徹底とか PR をして、これが本当に子育て支援に大きく寄与するように、行政としても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森委員長

竹谷委員のほかに質問者はいらっしゃいますでしょうか。

ここで休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 開議

○森委員長

皆さんおそろいでございますので、再開したいと思います。

最初に、改めて、質問、答弁は要点を簡潔にまとめていただいてするようにお願いいたします。

また、質問は1回につき3件と、何とかまとめていただければと、御協力のほどよろしくどうぞお願い申し上げます。

皆さんの質問を受け付ける前に、先ほどの松村委員の質問に対する答弁で、保健福祉部長より発言を求められております。よろしくどうぞお願いします。

○内海保健福祉部長

先ほどの答弁で、社協からの融資の関係のお話で、今のところスムーズに回っているという話だったのですが、先ほど休憩時間中にちょっと確認をさせていただきました。

今の時期になりますと、やはり資金的には回りづらくなっているというような状況のようです。

それから、金額の関係なのですが、県の社協を通じて借りる仕組みもあるわけなのですが、社協の方での相談は、まず状況をお伺いして、緊急小口資金というふうな形で利用ができ

るかどうかということの確認をするそでございませう。その上で、そちらができないということになれば、生活安定資金の方というふうな形になるわけですけれども、緊急小口資金の場合ですと10万円が限度になっていて、その辺はよく御存じかと思うのですけれども、というような形でなっていると。

昨年、社協とお話しした際も、原資の問題についてもちょっと触れておまして、社協として事業の中で、その辺の原資を生み出して、やはりそういった資金ショートが起きないような形で運営してくれないかというふうな話もさせていただいていました。今後、それらについてもこちらから働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それから、成年後見の関係ですけれども、私の所管する障害者の関係と、それから介護の方の関係とこれ両方ございまして、平成18年に成年後見で4件、それから平成19年で17件、これが介護の方です。それから平成20年で18件、それから市長申し立てが19年に1件ということございまして。

それから、障害の方ですけれども、こちらについては去年、市長申し立てではありませんけれども、去年、おととしと1件ずつ相談があつて、それが申し立てに結びつたというふうなケースがございました。

○森委員長

松村委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

○昌浦委員

資料6の11ページ、一つは人事管理に関する件、それからあと、職員の研修に関する件と、同じページですので、絡めて質問させていただきたいと思ひます。

まずもつて、平成21年度新規採用は何名予定なのでしょう。そして、その中に技術職、かねての私のいろいろと質問させていただきましたその技術職が、どのぐらいの採用予定なのでしょう。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

平成21年4月採用でございますが、総勢で20名を採用する予定にしております。

内訳でございますが、上級行政が9名、それから初級、高卒ですが、初級事務が4名、それから民間実務経験者、要するに、議員の方々から再三、技術の継承などという御意見がございましたので、それも加味しまして、民間実務経験者7名を採用する予定でございます。

民間実務の内訳でございますが、建築1名、それから機械設備1名、土木3名、それから情報処理が1名、それから保健師が1名、あとそのほかに、今回、労務職登用から行政職登用ということで、3名を採用がえする予定にしております。

○昌浦委員

今、新規採用は20名という、その中で民間経験の方が7名ということで、非常に喜ばしいと。その中でも建築等々機械、土木というふうな形で、技術者も採用ということになったので、かねて私どもがいろいろとお尋ねした件の方が、お考えいただいたのかと思うのですけれども。

漏れ聞くところによると、平成 20 年度中、3 月 31 日までは 20 年度なのですが、退職が、依願、定年含めて 19 人ぐらいだという話になって、私はちょっと漏れ聞いておるところなのですけれども、それはどうなのでしょう。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

今年度、要するに平成 20 年度末で退職する職員の数でございますが、合計で 28 名が退職いたします。

その内訳でございますが、定年退職者が 17 名、それから勸奨退職者が 5 名、それから依願退職者が 6 名で、合わせて 28 名の退職ということになります。

○昌浦委員

わかりました。新規採用が退職者より下回るということで、定数管理の方を進めていっているのだということを理解させていただきました。

さて、20 名の新規採用の方でございます。この方に関して、いわゆる職員研修、第一歩の研修、この中にはどういうふうな内容の研修があるのか。特に法制執務にかかわる部分、それから上司への連絡、報告、相談等々を含めたそういう内容が網羅されているのかどうかお聞きします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

お答えいたします。

新規採用職員の研修でございますが、毎年 4 月の時点で庁内において研修を実施してございます。

研修の中身でございますが、例えば、市政の概要について、それからあと接遇の関係ですが、これについては認定の講師が職員の中でございます。それらを持っている職員の中から講師を務めてもらってございます。それから、あとは市の財政の仕組み、それから多賀城市の歴史、それからあと、各市内の史跡関係の現地の方の視察も含めてございます。

それから、今、昌浦委員がおっしゃいましたその法制執務関係の研修については、これは階層別の中で、専門にございます、例えば富谷にございます宮城県の市町村公務研修の方で、そういう研修は階層別の中で研修を受講してございます。

○昌浦委員

ちょっと、報告、連絡、相談、これは初級の最初で教えられるものなののでしょうか。そこが回答が抜けておったのです。

それと関連して、それでは職員すべての方、上級といいますか、階層の中では、法制執務というのはお勉強をしているのだなというふうに理解していいのですね。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

その専門的な、例えば法制執務については、これは今、総務課の所管でございますが、これについては専門の研修とまた別でございます。

それから、初歩的な法制関係については、庁内、それからあと富谷の方の研修において受講させていただきます。

それから、報告、相談、そういうことについては、その日々の業務を進める中で、当然、管理監督職が、それは日々の業務の中で職員の方に指導、伝達していくべきなのかと思っております。

○昌浦委員

そうですね。連絡などが欠けている例を今から申し上げます。資料6の21ページです。庁舎維持管理に要する経費の中の施設維持管理等業務委託料、これは市役所に夜になると詰めていただく守衛さんの分も、ここに入っているのかと推量するところですが、まずもって、守衛さんなどの担当は恐らく管財課長だと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○佐藤管財課長

そのとおりです。

○昌浦委員

簡潔なお答えで。それでは、あえて質問させていただきますが、執務時間外に来庁舎が何か持ってきた等々を含めて、そういうものはすべて要点筆記があるのではないですか。必ず守衛さんというのは書かれるのですね。そして、それを受け継ぐのは管財課長だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐藤管財課長

執務時間外の、要するにガードマンですが、ガードマンの方に届けられたものについては、ガードマンが受け付けて、通常であれば翌日に管財課の方に引き継いでもらっております。

ただ、土・日の場合については、月曜日ということになります。

○昌浦委員

その場合、いわゆる管財課以外の課への連絡というのは、当然に行われていると理解してよろしいですね。

○佐藤管財課長

行われていると思います。

○昌浦委員

きのうの質問に関連するので、同じ2月14日なのですが、土曜日なのです。安住クリーニング前の臨時駐輪場の看板が風にあおられて、もうこれはめっちゃくちゃに壊れたという表現が妥当なくらい壊れたのです。これを私、拾って、私のことを言うのは嫌なのですが、その土曜日の、時間を申し上げますが、4時23分から4時36分の間、持ってきたのです。くぎの出ているのに手をざくっと刺したのですが、ずうっと待っていても、当該課から、私はお礼を言われたくて届けたわけでも何でもないのですが、何もないのですね。こういうのというのはどうなのでしょう。きちんとした連絡体制とか何かとか、されていなかったのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○佐藤管財課長

2月14日土曜日なのですけれども、これが日誌で私の方に報告されております。その中身は、駐輪場看板破損の連絡ということで、「16時30分、市議会議会昌浦氏、議員さん本人から警備室に持参」ということで報告がございました。

○昌浦委員

ですから、それならば、当該課の方にはちゃんと連絡が、主管課の方に行っているのでしょうか。どうなのでしょう。

○佐藤管財課長

この日誌を引き継ぎを受けるときに、この状況についてガードマンの方に確認したところ、管轄が道路公園課なのですけれども、道路公園課の方に伝えて、その破損した看板も引き継いだというふうに報告を受けております。

○昌浦委員

それでは、私ではなくて、市民のどなたかが、本当にこれは危ないという発想のもとに持って来られたとき、これは当然、市の方では何らかのお礼とか何かやるのでしょうか。総務部長、どうでしょう。

○澁谷総務部長

今の件につきましては、業務上の流れからすると、報告、連絡という部分からすると、きちんとされているものと思われま。

そして、それは各課長等が報告を受けまして、それに基づいて、こういうふうに処理しましたという結果報告までしているというふうに思われま。

○昌浦委員

いや、私にはそういうのはなかったのです。これはどこでその連絡が途絶えたのですか。ですから私は質問しているのです。初任者研修ではないのですかと。基本中の基本ですね、こういうのは、どう思われるのか、それは後でコメントいただきたいと思いま。

それから、法制執務なのですけれども、きのうの件で聞き落としたのがあるので、関連づけて質問させてください。地域コミュニティ課長にお伺いま。あなたの出したアンケートはだれが最終決裁権者ですか。

○片山地域コミュニティ課長

最終決裁ですか。それは総務部長です。

○昌浦委員

地域コミュニティ課長にお聞きしま。課長は当然、当該課の掌理する立場にあらまから、あなたにお聞きしたいのですけれども、これが法制執務上、きちんとなされていたというもとで、いわゆる決裁印を押されていたのでしょうか。そして、これに関しては、何かその起案者に、どういう流れでこういうことをやって、どういう思料のもとにとかかというような監督的なものはなされたのでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

当然理解してございま。そして、こちらの、これは個人情報関係については、該当にはならないということはあるものの、社会教育関連団体の申請の中に、「あなたの団体を

積極的にPRしてよろしいか」という項目があって、そこに「はい」とお答えいただいているところに出したということで、でもそれはやはりちょっと拡大的に解釈してしまったということがございましたので、それについては昌浦委員の方に、前に謝罪させていただいたということでございます。

○昌浦委員

確認をさせていただきます。それでは総務部長、このように、いわゆる法制執務の関係、それから連絡等々を含めて、やはり遺漏のあるところがあったのではないかと私、今質問させていただいているのですけれども、いわゆるその部を掌理して、あなたは研修等々の総括でございますので、今の質問で、私の質疑の中であなたがお感じになったことはいかがなものでしょうか。やはり、私自身としましては、初任者研修、「鉄は熱いうちに打て」ということで、この辺はしっかりと市職員の方々に学んでいただきたいと、私は思うところなのですがいかがなものでしょうか。

○澁谷総務部長

それは、委員からおっしゃられるまでもなく、当然、地方公務員としては法律に基づいて仕事をやっているわけでございますので、それは当然のこととっております。

それと、やはり先ほども次長が申し上げましたけれども、法制執務に対しては、総務課が所管してございますので、それを私も総務部長になってから、その職員研修をやっていたくようにということと、それから、やはりそれに伴う法制関係の、もしくは文書作成のマニュアルですか、マニュアルは随分前につくったのですけれども、その後、また新しい部分なりをなっていないませんでしたので、その辺もやはり検討する必要があるだろうということで、前に指示しておりまして、今それを検討している最中でございます。

○昌浦委員

いわば理想と現実の違いがあるということだけは御認識いただきたいと思うのです。

しかしながら、これはここでこういう議論をされたということで、市職員の方たち、気持ちを新たにさせていただけるものだとして理解しているところでございます。

しかしながら、意外と実務に追われていると、基本のことを忘れがちだ、そういう感じがしてならない。この辺は繰り返し学んで、時に習う、それで学習でございますので、その辺は基本に入れていただいて、職員の研修の中には今のような概念を取り入れてやっていただきたいと思うところでございます。

もう1点でございます。ちょっと離れた質問をさせていただきますけれども、いわゆる会計管理者と言われる方は、どういう位置づけなのでしょうかと申しますのも、以前であれば三役の一人収入役という、過日の金野委員の御質問の中では、市の通帳はすべてその方のお名前前で預けられている云々ということでございますが、いわゆるその辺の管理者としての立場というのは、私にはいま一つ理解できないところでございますので、明快な答えをいただきたいと思っております。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

組織・職制に関するところでございますので、私の方からお答え申し上げます。

まず、この会計管理者につきましては、地方自治法の改正が平成18年に行われておりまして、その中において、今まで存在しておりました収入役制度を廃止するというところで、新たに設けられた制度でございます。

この会計管理者につきましては、特別職ではなく、一般職の中から首長が任命するというふうな形になっておりまして、それから職務権限につきましては、地方自治法の第 170 条におきまして、会計事務を掌理するというふうなことでございまして、現金、小切手、有価証券等、そういったものを総括的に保管するというような業務内容になってございます。

○昌浦委員

確かに、今御回答いただいたとおりだとは思いますが、かりそめにも管理者さんというお名前であれば、私思うには、水道事業管理者とも同格のようなふうに思ってしまうのです。やはりその辺あたりは、今答えられた程度、程度というのは失礼ですね、答えられたのがベストな回答なのかもしれませんけれども、かりそめにも管理者さんというお名前であるならば、やはりそれなりのことを遇すべきではないのかと思うところがございます。これは私の感想ですけれども、他市との中で、こういう立場なのだというのは、それで終わりかもしれないのですけれども、最終的にお金を支払うという大変なお役をお願いしている人ではないのかと思うのです。その辺は私の感想にとどめたいと思います。

○森委員長

ここで先ほどの昌浦委員への回答で、修正したい旨、地域コミュニティ課長より申し出がございました。お願いします。

○片山地域コミュニティ課長

先ほど、決裁をだれがしたのかということで、総務部長というふうに回答させていただきました。このアンケート調査については、当然、次長、部長に相談をし、あるいは報告をしながらやってきたわけですけれども、決裁、最終的な分掌上の決裁は私でございまして、誤りでございましたので修正させていただきます。

○昌浦委員

地域コミュニティ課長さんだということですね。

そして、いわゆるその業務を進める上では、上司である次長並びに総務部長に当然相談をして進めていったというふうに理解します。

であれば、なおのこと、これは皆さん方にも、ここにいらっしゃる理事側の方をお願いしたいのですけれども、やはり判こを押すということの責任の重さを、縦・横・斜め、きちんと見てから、確認すべきところはして、決裁印を押していただければと思うところがございます。要望です。

○竹谷委員

ちょっと確認の、きのう質問されておりましたので、13 ページの、住民自治基礎形成プロジェクト業務委託料ということで、この内容については、市内 4 ブロックに分けて、いわば第五次総合計画と整合性の合ったようなやり方でやっていくのだということで、わかりましたが、この 200 万円というのは、その 4 ブロックに 50 万円ずつ交付をしてやるという内容なのか、その辺についてお伺いします。

○片山地域コミュニティ課長

各地区に 50 万円ずつやるということではございませんで、コンサルタントへの委託料で 200 万円ということでございます。

○竹谷委員

先ほどから、私、市民の皆さん方の意見を聞いて、第五次総合計画をやりましょうという発想なのに、なぜコンサルタントがここに来るのかちょっと、市を4ブロックに分けて、そういう組織をつくって、そこに活動費としてある程度補助をしながら、自主的な活動の組織の育成の資金としてやるのであれば、私はわかります。コンサルタントに委託することになると、多賀城市に整合性の合ったもので来るのか来ないのかという問題を危惧します。第五次でも質問しようかと思ったのですが、これにあわせてお話しさせていただけますが、皆さん方は多分わかっていると思いますけれども、多賀城市の総合計画、第四次まで、いろいろ制作してまいりました。私、その概要だけ今持ってきたのです。資料として持っております。1回、2回、少なくとも私の記憶では、コンサルタント中心の作り方でやってきたと思います。2回もそうです。3回も、意見は聞いたけれども、最終的にはコンサルタントがまとめたはずです。

やはり、市長が掲げる市民の対話の中で物事を進めていこうという発想の中で第五次をつくり上げていくという発想であるとするならば、菊地市政の中で、こういう新規事業については、やはりそこにいる住民の意見、それから多賀城でいっても、4ブロックに分けると、それぞれまちの歴史がありますので、住民ひとしく物事の考え方が同じだというわけにもいかない、と私は思っています。

極端には、四つに分けたとすると、第二中学校は二中の地域歴史があります。高崎中学校学区は高崎中学校学区で続いている歴史があります。多中もそうです。東豊中学校もそうです。そういう地域のニーズに合ったものの考え方を入れた中でつくり上げていかなければ、問題が出てくるのではないのかと。この200万円という予算は、数字的に大したことはないとは思いますが、やはりその基本戦略があって初めてそういう意見を付して、それなりの集計業務に使うというのならわかるのですが、最初はコンサルタント料200万円です。こういうものを4ブロックにかける、そういうものはどこにあるのですかという問題が出てくる。それは逆ではないかとそういうふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

おっしゃるとおりでございます。説明が不足してございます。こちらの方は、4地区にそれぞれのファシリテーターということで、やはり住民自治のそういった、どういうふうに市民みずからが考え、意思決定し、行動する仕組みができるかという方、そういったワークショップをしていくために、そのファシリテーターの方をお願いするというのがまず第1点でございます。

そして、それらの調整はどういうふうにしていくのかというのは、これは別に多賀城市では地域経営アドバイザーがいますので、地域経営アドバイザーの意見を聞いて、調整をしながらやっていくという形にしておりまして、それら四つのブロックには、当然職員も入ります。職員と住民が主役です。そして、それらをサポートしていただくための、4地区分のそういったファシリテーター、あるいはいろいろな書類の取りまとめだとか、そういったことについてお願いするというので、コンサルタントに一括してお願いするということですので、コンサルタントに丸投げしてやるということではなくて、あくまでもその支援をしていただくという、そういうことでの金額でございます。

○竹谷委員

そうであれば、せっかく地域経営アドバイザーがおりますものですから、この方に御相談をしながら、私はコンサルタントに委託しないで、この方々たちで、みずからの手で制作

することを考えてはいかがでしょうか。その方が第五次総合計画よりも、これはもう活動体になる可能性が十分あるわけですから、そういう意味で、地域経営アドバイザーを活用しながら、みずからの手でつくっていこうという発想に切りかえたらいかがかと思いますが、予算は予算、これでいいですけれども、そういう考え方で、もう一度考え方を検討してみたいかがかと思いますがいかがでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

この関係の進め方につきましては、昨年4月から行政経営担当と足並みをそろえながら、そして五次総の進みぐあいと連動して、どういうふうにやっていくかということで相談させていただいておりますけれども、一方で、地域経営アドバイザーにも相談して、そしてその進め方についてもいろいろ指導をしてもらっています。

ただ、物理的に非常に難しいところがあるので、それを補う部分としての、こちらが契約料になっているということでございます。

○竹谷委員

ですから、先ほど言ったように、何でもコンサルタントでなく、学院とも協定がされて、活用もできるわけですから、こういうものを活用しながら、みずからの手でこういうものはつくっていこうという、私はもう行政改革の中の一番の柱ではないのかと、これからの住民自治として。市民とともに協働の歩みというのであれば、私は余りコンサルタント、余りコンサルタント嫌いになり過ぎているのかもしれませんが、コンサルタントと住民のこういう組織づくりには余りなじまない。というのは、本に書いた理論がそのまま出てくる可能性があります。

もう一つは、私の経験からいけば、頼んで、城南地区のまちづくりについても頼んでやりました。確かに立派なものはつくりました。できました。ですけれども現実的にはそうはいかない。あれは確か2,000万円ぐらいかけたのでしたか、そういう経験があるのです。

ですから、私は余り、やはりこういう住民の活動体というものを考えるとすれば、やはり住民みずから相談をして、役所も入って、そして地域経営コンサルタントがいるわけですから、そして学院の先生方もそういう専門家もおられるわけですから、そういう方々を巻き込んで、多賀城のこういう活動のあり方を、私は指針をつくった方がいいと思います。

ひとつ、職員に相当立派な職員が、今見ましたら、上級職で相当、今度新採もとるようですので、やはり上級職といったら、そういうものを活用していく。そして市民と行政の職員が一体となってそういうものをつくって行って、21世紀、今中途ですけれども、多賀城の10年計画というもののプログラムをつくっていくということが、私は大事ではないかと思えます。

ひとつ、私の意見ですけれども、まだ出発していないようですので、そういうものも受けとめながら、どうですか、考えていくつもりはございませんでしょうか。それは担当部長でしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

それでは、五次総との絡みもございまして、ちょっとその辺の若干の違いを説明させていただきます。

今、委員おっしゃるとおり、コンサルタントの使い方というのは、我々も非常に神経を使っているところであります。振り返ってみますと、第三次、第四次と確かにコンサルタン

トにその総合計画策定をお願いしていた経過がございました。それで第四次総合計画につきましては、コンサルタントに委託して、さらに大学の先生方、静岡県立大学であるとか、それからほかの大学の先生、システム導入に当たって、途中でコンサルタントとその先生方の考え方が合わなくて、四次総の場合は途中でコンサルをおりてもらったという経緯があるのです。それで、最終的には職員がそれを受けて作り上げたという経過がございました。

そういった苦い経験を私たちもしておりますので、今回は、まず市民とともにつくることが一番の大きい課題になっている。それに、今までの総合計画との大きな違いというのは、今までは総合計画をつくるというのが最大の目的になっていた嫌いがあります。

総合計画をつくるというのは、最終目的ではなくて、その総合計画づくりをともにやっていって、市民と市の職員そのものが、これからのまちづくりにどうかかわっていくのかということをお互いに考えていくというのが最大の目的なのだろうというふうにとらえております。

そういった観点で、五次総の策定に当たりましては、まちづくり懇談会ということで、ここには学院大の先生に入らせていただきながら、皆さんと議論を活発にやっていくという、そういう場をつくっていきたいということが最大の目的であります。

それから、きのうもちょっと昌浦委員の質問にもお答えしたとおり、一方、行政経営システムをつくり上げていくということで、今までの事務事業評価であるとか、予算であるとか、そういったものを連動するために、ちょっとシステム的にはかなり専門的な知識も要する内容になっておりますので、その部分に関しては、内部に関してはコンサルの部分を入れながら、職員が汗をかきながら、多賀城市に合ったシステムをつくり上げていくというやり方をしたいと思っております。

一方、先ほどの住民自治基盤形成プロジェクトの観点につきましては、その辺の市民と行政とのかかわりぐあいというのを、どうあるべきかということが、五次総の方である程度方向づけが出てまいりますので、それを具体的に進める、先ほど実行部隊になるのではないかと、まさにそのとおりでございまして、そういった実行部隊になっていただける方々が、自分たちがどう行政にかかわっていくのかということ、いろいろと勉強していただくというようなことを、こここのところでやっていくというふうな役割分担になっておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思っております。

○竹谷委員

ですから、そのコンサルタントに 200 万円で委託するのを、ちょっと検討してみたらどうかと。あなたが言うようなやり方でやれないものか、五次総ができるのに基盤のそのプロジェクト事業ができないというはずはないと思うのです。ですから、そういうものがあるのですから、そういう人たちに頼むのではなく、みずからでつくろうということ、もう一回検討してみて、ここは足りないから、ここはアドバイスをいただこうとかというふうには、物事をもう一回、根底からちょっと見直してみたらどうかと。せっかく市民参加の協働の事業ということをやったって、五次総もやろうとしているのですから、そういうぐあいに、やはり整合性を合わせていくというやり方が大事ではないかと思うので、これはひとつ、やれということではなく、そういうことも検討してみることが私は大事ではないかという視点ですので、いかがでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

まさに御指摘のとおりで、そういう形で進めようとしております。その中で、最小限の
というか、そういう形での委託がこういう形になって出ているということで、また竹谷委
員おっしゃるような形の考え方も当然加味してやっていくということでございますので、
御理解いただきたいと思えます。

○竹谷委員

ひとつ、コンサルタントに振り回されて、何だかんだかわからないようなものを、幻の
ものをつくらないように。やはり地に足がついたものをつくっていただくように、努力を
していただきたいということをお願いしておきます。

次、19 ページで、全般にかかわるのですが、財産管理の中の13 節委託料で、普通財産測
量業務委託料、これをずうっと見たら、全部測量は委託になっているのです。ここから。2
款から、土地にかかわる測量は全部業務委託です。

それで、私、ここで、今、予算規模からいっても、いろいろやっているわけ、ではどこか
ら減らしたらいいのだろうか。職員みずから、それなりの技術があるとすれば、こうい
う軽度な小さいものは、職員みずからの手でやっていくことが大事ではないのかと。

そこでお聞きしたいのですが、今年度の予算全体で、こういう測量業務として計上してい
る件数は幾らで、金額はどのぐらいになっているか把握しているでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

そのような形での把握はしてございませんでした。

○竹谷委員

これが大事なのです。きのうも私は自主財源の問題、経費の節減の問題、いろいろ多賀城
の財政はどうあるべきかの問題もいろいろ考えなければいけない。そうなりますと、やは
り職員で、先ほど次長が、今年度の新採用のところでもありました。技術職を雇ったりい
ろいろやっているわけです。多分市役所の職員の中にも、管財課ですか、全部そういうも
のをある程度受け入れるようにしたのは、建設関係全部、まとめて管財課でやるというこ
とで、あそこをつくったのです。であれば、そういうところに、そういう技術者を入れて、
そしてそこでやれるものはやる、そしてできるだけお金を外へ出さないという仕組み
をつくらなければいけないと思う。自分たちでやれるものはやる。こういう不景気になっ
てくると、民間企業はそれをやるのです。リストラかけるわけにいきませんので、自分た
ちがやれることは全部抱え込んで、よそに出さない。そうして雇用を守っていく。これが
基本なのです。

それで、多賀城市は雇用に問題ないけれども、財政が厳しいという状況にあるとするなら
ば、こういう外に出るお金を、できるだけみずからやって、蓄えていくというやり方も
一つの手法ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤管財課長

今の測量の話でございますけれども、市の職員で測量士の資格を持っている者は何人か
いることは確かでございます。

ただ、今時点で、測量するということは、デジタルで各境界点を座標で押さえなければなら
ないという、そうしないと分筆とか登記関係まで結びつかないわけなのです。そういっ
た技術を持っている職員が何名いるかということ、私の感じではちょっとデジタル対応まで
できる職員はいないのではないかと。

それから、それを測量するために機器も建設部の方にはたしかないのではないかというふうに思っています。いや、現実的にはこういうことなのです。

それで、委員おっしゃられていることも考えますと、果たしてそういった体制をとることが本当の経費の削減につながるのか、外部委託した方が効率的なのか、その辺は財政担当の方で全体の経費を見て、出してもらうような形になると思うのですけれども、それで見渡した上でこの対応は考えていかなければならないのかというふうに思います。

○竹谷委員

ばらばらなのですね。きのうの議論、私しました。やはり、再生戦略の、私はこれで職員を何名定数を減らすということをしきりにやっています。それよりも、こういうお金を活用して、多賀城市でやる。多賀城で多賀城のものはやっていくのだというこの業務姿勢というのですか、その上に立って、人事がどうあるべきなのか。採用がどうあるべきなのか。財政担当はその上に立って、財政の展望はどうかを私は考えなければいけない、もっと遅いのではないかと思うのです。

「一生懸命職員がやっている」というふうに野次が飛んでいますけれども、私は、一生懸命やっても、事実として物が見えなければ、市民からは「やっていない」という写り方なのです。あれもやった、これもやったと。私どももそうです。幾らこれをやった、やったと言っても、市民サービスに寄与しないなら、何もやっていないのです。

ですから、ここでそこまで言及しても、答弁が、何人いるかわからない、今技術が発達してどうのこうのと言うのですけれども、一回その辺も精査してみて、人事も含めて作業分類も含めて、どうあるべきかということ、私は検討すべきだと。検討してみて、対応できるものは対応していく、そしてできるだけよそに財政を出さないような仕組みをつくっていく、こういうことは今、地方経営においても大事でないかと思うので、ひとつその辺の所見について、室長ですか。

○伊藤市長公室長

私も以前いろいろな課におりまして、基本的な測量は、簡単な測量はもちろん市の職員がやってございます。私の経験上、売り払いであって、分筆をして、地積測量図をつくって、登記まで持っていくというような作業については委託をしている。すべて何でもかんでも、簡単なものから全部委託をしているわけではございませんで、そういうふうなしっかりした各課で予算計上しているのは、区分けをしているのかというふうに感じております。

なお、今、竹谷委員がお話しになりました、全体的にその測量はどうあるべきかというのいは、もう一度、内部の方で検討させていただきたいと思います。

○竹谷委員

ひとつそういうことを内部で検討してみたらいかがかと思います。

それともう一つ、今、売り払いの件、建設部の予算のときにやろうかと思いましたが、ちょうどあなたから出たので。売り払いのとき、これもここでちょっと考えた。小さな面積を売り払い、例えば隣地払い下げする場合、必ず市は鑑定をかけなければいけないという内容になっておりますね。いかがですか。財産処理しているのはどこですか。

○佐藤管財課長

そのとおりです。

○竹谷委員

これも改善する方向がないのかということを検討した方がいいと思います。鑑定士、例えば10平方メートルを鑑定してもらって、のり面であれば、鑑定料より支払いととんとの場合が出てきているのではないかと思うのです。こういう地価下落のときで、地方自治法で問題があるとすれば、地方自治法の問題点をしっかりと検索して、それをクリアできないかと。やはり先ほど言ったように、やれるものはやるという感じで、路線価も出ているわけです。市の税務課に行けば、少なくとも評価も出ているわけです。軽いものであれば、評価なりそういう市に公的の評価価格と実際取引している価格と、形状を見れば大体判断できるものもあると思います。鑑定士をかけなくとも、やれるものは私はやるべきではないかと。鑑定士をかけて鑑定するのと、売り払い代金がとんとなん、もしくは幾らも浮かないようなやり方は、私はやるべきではないのではないかというふうに思いますので、これも一つ検討する課題ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○澁谷総務部長

その辺については、おっしゃるとおりだと思いますので、内部的にその辺を検討させていただきます。

○森委員長

ここでお昼の休憩に入りたいと思うのですけれども、午後からの分で質問者を確認したいのですけれども、はい5名。ありがとうございます。

では、ただいまより休憩に入ります。再開は1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後0時58分 開議

○森委員長

定刻より若干早い時間ではありますが、再開をいたします。

午前中に引き続き、1款から3款までの質疑でございます。

○根本委員

資料6の41ページ、43ページまでかかります。本年は衆議院選挙が必ずある。知事選挙もあると。また来年は参議院選挙もありますし、市長選挙もあるし、その次の年は我々の選挙もあると、こういうことで、選挙がずうっと続きます。

それで、一般歳出全体にもかかわりますけれども、少しでも市民サービスの向上が低下しないで、少しでも経費を節約すると、そういう観点は非常に大事だとこのように思うのです。

そういう意味から、例えば選挙のときに、各有権者に対して、有権者1人に対して1枚のはがきを今送付しておりますね。もし8人いれば8枚がその家庭に届く、こういう状況になっておりますけれども、実は、大河原町では、1枚のはがきに有権者分が載っているのです。そしてそれを切り取って、各個人が投票所に持っていくということで、少しでも経費を節約するために、そういうことを考えてやっているということでございますが、多

賀城市ではそういうことも検討したことがあるのかどうか。そしてまた、今後検討する余地があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

委員がおっしゃるような入場券を発行している市町村があるということは承知しております。大河原町に限らず、全国にあるかと思えます。

確かに、経費そのものは浮くというメリットはあるかとは思いますが。

ただ、いろいろ話を聞いてみますと、例えば大河原町さんのはミシン目が入っているかどうか分かりませんが、はさみで普通は切れると思うのです。例えば、そのはさみで切るのが面倒くさいとか、それからどうしても小さくなってしまいます。なくす可能性も高い、それから投票所の受け付けの方が、小さいので扱いにくいというようなこと、それから、例えば家族に来て、一番最初に行く人がそのまま持って行ってしまった、投票所ではさみを貸してくださいということで、そういう事例もあるやに聞いております。

一方、多賀城市では、おっしゃるとおり一人ひとりにお上げしております。これはやはり、一つには案内図が入っておりまして、人口移動の多い多賀城では非常に有効なのではないかというふうに考えております。

それから、やはり一人ひとりに発行することによって、大きな啓発になっているのではないかというふうに考えられます。特に、若い人で、初めて有権者になった方にはがきが行きますと、やはり、「あっ、自分も有権者になったのだな」というそういう思いが、家族で1枚行くよりは、非常に強いのかという感じがしております。

その入場券の発行は一長一短あるかと思えますけれども、現時点では、今の現状のやり方の方がいいのかというふうに考えております。

ただ、検討の余地がないのかといいますと、全然なくはないと思えますので、今後いろいろな状況が変わったりすれば、こういうこともあり得るのかというふうに考えております。

○根本委員

続きまして51ページ、社会福祉協議会に要する経費ということで、ことしも前年同様3,740万円計上されておりました、人件費等出しているということでございます。

それで、社会福祉協議会の事業の中で、県で行っている長期生活支援事業というのがあります。これはどういう事業かという、65歳以上の高齢者の方が、年金が少なくて生活できない。また、資産があるために生活保護も受給できない、こういう方に対して、この家に住み続けたいと、そういうことで、資産の7割まで貸しますということで、毎月の生活費、上限、10万円もし必要ならば10万円ずつ支給をします。ただ、貸した分に対しては3%の利子をつきますよと。そして7割までいったならば、一括売却して、返却してもらおうと、返還してもらおうと、こういう制度でございまして、高齢者にとっては、その自分の家にあと何年間住み続けられるかわからないけれども、非常にありがたい、生活費が援助してもらえ、支援してもらえということで、そういう制度なのです。

実は、この間、こういう相談をいただいたのです。これは65歳以上の高齢者の世帯なのですけれども、50歳代の方が、病気のために仕事ができない体になってしまったと。また、相談いただいたのですけれども、収入が全くない。今はある親族の方から援助をいただいているけれども、長続きはしないと。でもこの病気のためにも、家も土地もあるのでここに住み続けたいと。こういう方がいたのです。

それでいろいろ調べたら、こういう県でやっているという事業がある。ただ、この事業をこう見てみますと、自分の資産の7割までしか限度で貸さない、それも利子も含めてですから、10年貸しても、その10年間の間の利子も含めてですから、市にとっても損はない。逆に3%のそれに上乗せをして利子もつけてるということでございますから、そしてまた、その方が長く自分の家に住み続けられて、自分の病気も治すこともできる。65歳以下の60歳の方でも、もしそういう制度があるならば利用できる。こういうことになりますと、そんなに市の方の持ち出しというのは、もう少しずつで済むわけですから、最終的には戻ってくるということになりますから、こういう制度も、社会福祉協議会で行っているこういう制度を準用した形で、市独自で、そういった方々がこれからもふえていくのではないかとこう思うのですけれども、対応できないかと、研究してみてもどうかという問題ですけれどもいかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

たしか、私も新聞でその辺の報道は見たような気がします。リバースモーゲージという制度だったかと思うのですけれども、勉強する余地はあるのかと。

特に、今、生活保護の世帯がやはりふえてございます。生活保護の世帯ということになりますと、やはりその資産をまず第1番目に処分するというふうな形でないと、受けられないということですので、一つはその所得政策上のその問題もあろうかと思っておりますけれども、今すぐどうこうというふうな話ではないのですが、この辺はちょっと研究してみたいというような感じでおります。

○根本委員

ぜひ研究をしてみたいとこのように思います。

次、57ページ、6の、移送サービスに要する経費ということでございまして、本年度も前年同様339万6,000円計上されております。この事業は、平成14年ですか、15年ですか、多分その辺からスタートした事業ではないかと、13年でしたか、思います。

これは、事業の発端といいますか、この事業になったその前は、リフト付ワゴン車をこれ使っていますね。専用運転手を設けて、そのときの利用が年間10名から15名だった。「愛は地球を救う」という、そういう24時間テレビで寄贈されたワゴン車ですね。ちゃんと寝たきりでも、車いすでも乗れるそういうバスを有効活用するために、何とか方法を講じるべきだということで推進をさせていただいて、この事業がスタートをしたと、こういうことでございます。ですから、リフト付ワゴン車の有効活用、そして市民のサービス向上ということでスタートしているのです。

この間、説明会で、これを運送業法の改正ですか、安い価格で、福祉目的のための運送ができる、そういうスタイルがあるので、そういうことも検討するということがあったのですけれども、私が今言ったような経緯からすると、そしてまた339万円ほどの予算も投じて、出発当初は150万円ぐらいでスタートしたと思っておりますけれども、大変市民から喜ばれているこういう事業だと。こういうことで、サービス向上につながっている、福祉向上につながっている政策だと、このように私は認識をしております。

そういう意味で、どうかこれは市の方で継続して、社会福祉協議会に委託をしてやるべきではないかと、このような考え方を持っておりますけれどもいかがでしょうか。

○永澤介護福祉課長

先日申し上げましたこの委託といいますか、有償運送にかえる、その目的は、やはり対象者が非常にふえていて、なかなか順番が回ってこないというような状況がございますので、利用を拡大するためには、方法の見直しが必要であろうということを申し上げました。

○根本委員

必ずしもその方向性に移行するわけではないということですね。今の答弁ですと。

○永澤介護福祉課長

そのとおりでございます。

○根本委員

67ページをお願いします。済みません。もう1点で終わりますので、委員長、許可いただけますか。後でもいいですけども、もしよかったら。（「今後守っていただいて、よろしくどうぞ」の声あり）淡々とやりたいと思います。

5番浮島保育所建替補助事業に要する経費ということで、8,400万円ほど計上されております。説明によりますと、浮島保育所を建てかえると、木造2階建てにして、現在90名のところを約100名ぐらい入所しているのですか、それを100名の定員にして、そうすると112名ぐらいまでは何とか確保できると、こういうことでございまして、また、一時保育室も設けるといことで、本市にとっては保育行政の充実という意味では、大変すばらしい内容になっているとこう思います。

そこでお伺いしたいのですけれども、多賀城市の保育需要状況からして、この増員で十分賄える状況にあるのかどうか、平成21年度ですが、その辺お伺いしたいと思います。

○小川こども福祉課長

現在、平成21年4月1日の入所に向けて、いろいろ調整させていただいております。それでも待機児童が約60名から70名くらい発生するのではないかと今、見方をしております。これから転出等で取り下げ等々も出てくると思いますので、その辺も含めましてもうちょっと下がってくる可能性は大分あるとは思いますが、今現在、待機児童という、保育所に申し込みをしていますが入れないというのは、今60名ほどおります。

○根本委員

そうすると、この事業は事業ですばらしいのですけれども、全体的に見ると、やはり厳しいものがこれでもあると、こういう状況にあるわけですね。

以前にも質問したことがあると思いますが、やはり、今、待機児童をなくすという、保育環境を整えるということは、子育て支援、やはり大事な施策の一つだと、こういう環境整備をすることは、そういうことで、国においても、実は第2次補正予算の中で、成立しましたけれども、「安心子ども基金」、全国で1,000億円を創設をして、各県に基金をつくって、そして保育所充実、あるいは認定子ども園ですか、さらなる充実を目指してそういう財源を確保したと、こういうこともございます。

そういうこともございますから、本市にとっても、この平成21年度中、やはり今後の60名から70名の待機者が出るだろうという担当者のお話ですから、今後の保育行政を考えたときには、その辺の増設あるいは新しい保育所、こういったものを真剣に考えていく時期に来たのではないかとこのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

今回、国の2次補正で、根本委員がおっしゃるような「安心子ども基金」というふうな、宮城県では「子育て支援対策臨時特例基金」とかというような名称で、今条例を上げているようでございます。3月17日あたりに採決に至るのではないかとというふうな日程が組まれておるようでございます。

この国の第2次補正予算は、平成22年度までの対策費として計上されている予算でございます。

使えるのは、公立保育所については適用されない形に聞いております。そうなりますと、民間側の方の施設改築、増築もしくは新たな誘致策なりなど、この基金を使うとすれば、そういうふうな対策を講じなければ、この基金の活用は難しいのだろうというような考え方を持っています。

○根本委員

わかりました。そうすると、必ずしも公立保育所だけでなくともいいと思うのです、私は。やはり私立の保育所も誘致をする、そういうことも大事だと。いずれにしても、多賀城市の待機児童をなくすためには、どうということが大事なのかということ、どうか御検討いただければと思います。

○深谷委員

私から、ここには載っていないのですが、多賀城市のバスについてちょっとお伺いしたいのです。バス運行事業について。万葉号の方に関してのことなのですが、今、北日本自動車学院さんの方に、市の持ち出しゼロということで、すべて北日本自動車学院さんの御負担で運営していただいている、大変すばらしい事業なのですが、こちらの今の地域住民の方からの声といいますか、今、運行状況は大体1日平均どれくらいかという部分の数字などありましたら、よろしくをお願いします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

この北日本自動車学院さんの運行しております万葉号につきましては、これは地域貢献活動ということで、北日本さんにすべてお世話になっているといった事業でございます、これは平成19年12月20日から運行開始いたしまして、当初は、今1日午前と午後の2便走っております。1月、走り始めた当初は、午前の分が大体平均5.4、それから午後の便が2.6人ぐらいの利用だったのですが、その後、非常に認知度が高くなってまいりまして、去年12月の午前中では8.5、それから午後の便では5.5、さらにことしの1月ですか、午前の分が8.9、午後の分が5.1ということで、かなり利用者がふえている、そういった状況でございます。

○深谷委員

その状況を見ますと、やはりだんだんと認知度も上がって、すばらしい事業なのだと思うのですが、やはり北日本自動車学院さんの方に無料ですべてやっていただいているというところを含めて、今後、ほかの企業さんにお手伝いをいただく際にも、これはいいPRになるのかなど。企業としてはやはりいろいろ地域に貢献しているという、その協働という部分の認識は持ってもらえるという部分が、やはり企業にとってもメリットかなと思いますので、そういった部分を含めて、例えば無料でやってもらっている分、何か市からほかの

形で、その企業を PR してもらえるように、例えばホームページのバナーですとか、すぐ簡単にできるようなものでも、企業 PR に何かつながるような施策をお考えでしたらお願いします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

確かに、地域貢献活動ということですので、ここには本来は見返りという部分は期待しないというのが前提なのですが、とはいえ、やはり市民の方々に、こういった企業さんが地域貢献活動としてこういったことをやっていますということは、やはり行政側としては、広く市民の方々に知っていただく必要があるのだろうというふうに思っております。

そのために、この辺の事業に関しましては、市政だより等で定期的に状況の報告であるとか、そういった事業の紹介をさせていただいています。

そういったことをすることによって、さらにほかの企業さんも、地域貢献活動の方に手を挙げてくる可能性がありますので、今後も地道にその辺をホームページであるとか、市政だよりであるとか、そういったところで紹介をしていきたいというふうに考えてございます。

○深谷委員

確かに、貢献してもらっているのに、こちらから見返りをやってしまったらだめなことなので、その部分に関してはちょっと質問を間違えました。

そういうふうにして、いっぱい手伝ってくれる企業の皆さんが、やはりあらわれてくれることが、住民の方にとってもとてもプラスになると思いますので、これからも行政のその PR という部分で、御尽力賜りたいと思います。ありがとうございます。

○伏谷委員

先ほど、情報化の推進というところでちょっと質問し忘れたので、再度質問させていただきます。

議会人として、予算・決算のプロとしてのチェックということと、政策の提案ということとを諸先輩方から教わってはいるのですが、中で、このパソコンの買いかえも含めて、パソコンを使った業務というものに対する認識もやはり高めていかなければならないのかと。その辺でやはり行政側と議会側がシンクロしていくことも必要ではないかと思うのですが、その部分が 1 点です。

あとは、このパソコンを使っただけの意思の疎通等いろいろ出てきているのかと思うのですが、いろいろな方々の質問の中にも、そういったことがちょっと聞こえてくるので、パソコン業務としてのマイナス面、その辺をコミュニケーションのツールとしてどういうふうにとらえているかということの、この 2 点をお伺いさせていただきます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

なかなか難しい質問でございまして、パソコンの、今の情報社会の中で、我々、日々パソコンを使いながら業務を遂行しているわけですが、伏谷委員が今おっしゃるように、やはり一番、いつも頭に描いて業務を遂行するわけですが、一番気をつけている点は、まず情報の漏洩だったり、そういうことを常に頭に描いて業務を進めているわけですが、それから、対する議会の方々、いろいろな情報の共有ということですが、例えば、今回新たにシステムに移行するわけですが、これにつきましては、いずれ平成 21 年度中に、当然議会の皆さんに説明会なりを持って、多賀城市は今

後こういう方向性で情報システムを業務に活用しながらやっていきますということは、いずれ今年度中に説明会をしたいと思ってはございます。

それから、あともう1点。申しわけございません。そうですね、メリットなどでございますが、例えば行政経営会議の内容、それからいわゆる行政情報等を、例えば全職員に発信する一つのツールとしまして、パソコン等を大いに活用しているのかという感じは持っております。

○伏谷委員

例えば、コミュニケーションのツールというのは、例えば、部長、課長というふうなそのいろいろな協議の中で、やはり今はどうしても、そういうものをPCの中から情報を共有化するという認識は、非常に強いと思うのですけれども、その辺のところのやはり享受というのをどういうふうにとらえていけばいいのかということも、実際いろいろ、いろいろなところと交換するときに、やはりその意思の疎通だけでは少し足りないかなということ、述べさせていただいたのがその部分でございます。

それと、あと、やはり両方ともどもシンクロし、考えていかなければいけないのかというのは、実は、議長が、「やはり私もパソコンを使わなければならない」という話を、1年前ぐらいになされていました。実際使ってやってみないことにはわからないと。その判断基準は、やはり我々もこういうものを使ってやってみなければならぬという、議長の思いも、私もちょっと受けとめた部分がありましたので、ぜひこの定額給付金が出る、その定額給付金の中で、議長もパソコンを買うというふうに分けると思っていますので、そういったことも含めて、あとはまた課の方に伺わせていただきます。よろしくお願ひします。（「答弁はよろしいですね」の声あり）はい。

○板橋委員

今回の歳出のこととちょっと違うのですが、総務に関係することでお聞きしたいのですが、よろしいですか、委員長。（「はい、内容次第で」の声あり）

平成20年9月議会で審議された市の境界変更についての、その後何らお話がないものから、どのように仙台市への編入について、その後の進捗状況と、あとは法的な手続きがどのような形で今進んでいるのか……（「板橋委員、これは今予算にはちょっとかかわっていない内容ですので、また」の声あり）なぜだめなのですか。後ろの方で首を振っていますよ、いいと。いや、だめだったらやめます。（「また日を改めてやっていただければ。申しわけないです」の声あり）総務です。総務の方のあれでしょう。1款1項の庶務あたり、9ページの説明の3あたりに入ってこないのですか。この辺の絡みと違うのですか。（「予算にはかかわっていないような気がするのですけれども」の声あり）これはもう既に全部終わったのですか。（「その説明と今、予算審議と、質問につながるのでしょうか、ここに。つながるのであれば受け付けます」の声あり）関連性がある、つながるのではないのですか。違います。（「今予算につながるのですか」の声あり）9ページの3でだめなのですかと聞いているのです。（「総務ではないのではないですか」の声あり）だって、後ろで、総務の方でいいですと言っていますよ。（「いいですか」「はい」「いいですか。答えますか」の声あり）やはりその辺ははっきりしてもらわないと。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

昨年12月の定例会で、市長の行政報告以降の新田字上河原地区の仙台市の編入への質問かと思っておりますけれども、12月以降の経過について御説明申し上げます。

まず、法的な手続きでございますが、本市の議会では、昨年9月10日に議決の同意をもらってございます。それから、仙台市の方は12月8日に議決、同意をもらってございます。

それを受けまして、宮城県議会の議決の同意が昨年12月15日でございます。それを受けて、宮城県知事から、今度は総務大臣、総務省の方に書類を送りまして、平成21年2月5日付で総務大臣からの官報の告示が決定されてございます。

したがいまして、平成21年4月1日から、新田字上河原地区につきましては、仙台市の方へ編入ということで、新たな住所は、今度は仙台市宮城野区岩切字上河原という住所の変更がなされるかと思っております。

○板橋委員

それにつけて、児童・生徒の多賀城に就学されていた子供さん方に関しては、どのような教育委員会の方ではお話の方。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

昨年9月のこの関係で答弁もしてございますが、現時点での児童・生徒それから保育園児の状況でございますが、まず、幼児、これ2名おります。現在は浮島保育所それから志引に通所中でございますが、4月からは2名とも仙台市のひかり保育園、これは岩切にございますが、そこに通園するということで内定をもらってございます。

それから、小学生3名でございますが、これはもう既に昨年4月から仙台市の岩切小学校に通学中でございます。

それから、中学生3名でございますが、現在まだ多賀城の第二中学校の方に在学中でございますが、うち2名につきましては3月で卒業でございます。ですから、もう1名の方は、引き続き4月以降も第二中学校の方に通学するということで連絡はもらってございます。

それから、そのほかのこと、例えばいろいろな行政上の手続きがございますが、例えば税金の賦課関係とか、住民税、固定資産税等については多賀城市が賦課をしまして、徴収については仙台市が行う。それからあと、その編入に伴いまして、自動的に修正されるいろいろな項目がございます。例えば住民基本台帳、それから戸籍簿、そういうものはすべて自動的に4月から仙台市の方に移るようになります。

その個人の手続きが必要なものもございまして。例えば印鑑登録、それから住基カード、あとは運転免許証とか、そういうものは個人での手続きが必要になってくるのかと思っております。

それから、町内会については、4月からは仙台市の岩切にございます余目町内会へ編入を予定されておるといってございまして。

今後とも、住民の利便性を考えながら、仙台市と今後とも情報共有を図っていききたいとは考えてございます。

○板橋委員

大体わかりました。これをなぜお聞きしたかといいますと、第4回定例会以降、今議会まで行政報告がちょっとなかったものですから、全然事務方の方で事務の遂行がなされていないのかと思ってお聞きいたしました。

行政報告というのはあるのですか、ないのですか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

2月定例会におきましては、従前から施政方針の中で述べておりまして、その中でいろいろと触れておるところがあるのですが、今回のこの仙台市への編入に関しましては、今回触れていなかったという点がありましたので、今後その辺は検討させていただきたいと思えます。

○板橋委員

基本的には3月31日まで平成20年度という考え方ではないのですか。そうしたら、行政報告は今議会始まる前まで、20年度の形でされてはいかがかなとは思いますが、市長の施政方針というのは平成21年度ですから、これ4月からのことではないのですか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

平成21年度の施政方針並びに予算案説明要旨の中で、平成20年度で実際に行っていたものに関して、このところで行政報告的なものも兼ねて、報告をさせていただいているというふうな形をとってございます。

○板橋委員

いやそれはわかるのですが、平成20年度は20年度、21年度は21年度での形でちゃんとしてもらわないと、その辺がまずもうごっちゃになってしまうのではないですか。大体20年度の出納閉鎖が5月末でしょう。（「板橋委員、板橋委員も御存じのとおり、議会にちょっと関連してないような内容」の声あり）関連していないですか。（「議会の慣例で」の声あり）でははっきり総務部長が行政の責任者副市長からお願いします。

○澁谷総務部長

12月から3月までの行政報告につきましては、慣例的に大体施政方針の中で一部うたわせていただいているというのが、今までの大体慣例なのかと思うのですけれども。ということで、今お話ししたのは、一部施政方針の中にもそういう部分が含まれていますということで、全部が全部というわけではないのですけれども、それでその辺については、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○板橋委員

検討するほどでもないと思うのです、これは。はっきりしていることですから、やはり検討、検討と、いつまでに検討するのですか。その辺ちょっと。

○澁谷総務部長

平成22年の1月から3月までの分ということでございますので、次回につきましては、そういう部分で考えさせていただきたいと思えます。また、あと、この辺は議会などとも相談しながらやらせていただければと思っております。

○板橋委員

ではよろしくお願いします。

次に、No.6の27ページの、2款1項11目の2の説明のところは、防犯対策に要する経費の、防犯街路灯に関連してなのですが、笠神四丁目下馬東宮線、旧道から東豊中学校の入り口から下馬東宮線は新道になっておりますが、そこまでの丁字路、今度近いうちに信号機を設置されるというお話を総務部長からお聞きして、したときはもう既に工事は終わっ

ていましたけれども、それで、児童・生徒があそこを多少通学路というような形になってくると思うのですが、これからの時期は日が長くなりますから心配ないのですが、12月から1月にかけては4時ごろもう日が暮れると。そうすると真っ暗なのです。あそこは多賀城市道になっていますね。そこに電力から毎年御好意によりいただいている街灯ですが、それ1基ぐらいつけていただきたいと思うのですが、その件に関して、あとはちょっといつごろできるかお聞きしたいのです。

それでなければ、電柱を立ててもらって、電線を引いてもらえば、自治会の方に何とかお願いすれば、自治会の方の予算でつけてもらえる可能性もあるものですから、そういう設備の方を早い時期にお願いしたいと。

それと、余り言いたくないのですが、あそこの交差点の信号機のこと、大分うちも誹謗中傷を言われたものですから、このお話が議会で一般質問等出てきてから、今回の信号機設置になるまでの経緯を、簡単明瞭に教えていただきたいのです。

○伊藤交通防災課長

まず、第1点目の、防犯灯の設置でございますけれども、今回、委員、笠神のあの県道のセブンイレブンのところ、信号機が今度設置される付近の防犯灯というようなことでございますが、これにつきましては、一昨年でしたか、ちょっと記憶いたしておりますけれども、電力さん、そしてユアテックさんから寄贈防犯灯を受けましたものを、多賀城高校付近にはあの街路、県道上に設置した経緯がございまして、地元の区長さん等々と協議をしながら、設置できる可能性について、恐らく、毎年寄贈を受けておるものですから、それらの中で協議をしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の、あのセブンイレブンの信号機の設置についての経緯というようなお話でございますが、これは、委員の皆様が御承知のとおり、過去の一般質問でも要請についてございましたし、さらには、一昨年と記憶いたしておりますが、子ども議会で、東小学校の児童の6年生の方からもそういった要請がございまして、いろいろ住民の方々の署名活動もされたというようなことで、私どもといたしましても、警察署の方に要請をいたしまして、このたび設置に至ったというようなことでございます。

○板橋委員

この信号機の設置に関して、県議の寺澤さんから、私、お話し聞いている範囲内で、今、課長が御答弁された中で、ちょっと違うような気がするのですが、もう少し具体的に詳しくその辺、お話ししてもらえないでしょうか。

○伊藤交通防災課長

具体的なお話と申しますのは、どの程度までの具体的なお話なのか、ちょっとその辺確認してから御答弁を申し上げたいと思います。

○板橋委員

その辺は確認しなくてもわかるでしょう。一、二回近隣の方に説明会を開いているのではないですか。私はあえては言いませんよ。言っているのでしたら全部言いますよ。もう少し、言える範囲内のことをお話しされてはいかがなのですか。いや、言えないのなら言えないでそれでいいです。

○伊藤交通防災課長

それではお答え申し上げます。

昨年12月だと記憶いたしておりますけれども、信号機設置するためには、公衆用道路がございませぬ。笠神の移管されましたあの市道から鈴順商店さんですか、あそこからセブンイレブンに通ずる公衆用道路がございまして、あそこがちょうど信号機設置する、歩道を乗り越えて、ちょうど交差点の丁字路の中に行くということで、警察の方に要請いたしましたら、どうしてもやはりそれがネックとなるので、信号機はあその道路を封鎖しないと設置できないというようなことがございましたものですから、あの公衆用道路を利用する住民の方々、9世帯だったと記憶いたしますが、昨年12月に地元の方々、そして笠神の区長さん、それから前自治会長さんと、この3人の方と協議をいたしまして、説明会を実施いたしました。それで概要について説明を申し上げます。

これに市から私と、それから道路公園課長と、それから私どもの担当職員と参りまして、笠神の会館の方で説明会をし、理解と協力をいただくような説明の場を申し上げます。

それから、年が明けまして、ことし1月にも同様のお話をいたしまして、それで皆さんに、あその公衆用道路を閉鎖することについて、理解と協力をいただいて、このたび信号機が設置されたこと、このような経緯でございます。

○板橋委員

どうもありがとうございます。

次に、No.6の35ページの、各種税金、コンビニ収納で、納税者の方から送金されていると思うのですが、これは12の手数料のところコンビニ送付云々と書かれていたものですか、これは今現在、それをコンビニ収納することによって、収納率は上がってきているのかと。その収納されている方で、大枠でいいのですが、市内在住の方、あとは市外在住の方、大体比率がどのぐらいになっているかちょっとお聞きします。

○角田収納課長補佐

1月末現在でございますが、今年度分について、市内のコンビニから納められた件数が3万5,381件、それから近隣の市町、1市3町及び仙台市からですが、それが1万4,342件、その他の県内が1,193件、県外が3,268件でございます。

○板橋委員

どうもありがとうございます。

それで、ちょっとお聞きしたいのですが、No.9の8、9ページに掲載されている歳出款別・節別集計表に基づいて、19節負担金、補助及び交付金の全体の構成比で16.7%、28億7,061万3,000円、これのもう少し詳しい資料というのはいいただくことはできないのか、ちょっと私なりに分析してみたいこともあるものですから、それと、これを言うとまた委員長にしかられるかわかりませんが、特別会計、企業会計の方が全然数字が出てきていないと、ただ細かくは出ている。全体で特別会計別にどれぐらいの負担金、補助及び交付金が予算の中から出ているのか、その辺もちょっと資料としていただくことはできないでしょうか。（「板橋委員、予算書にこの明細に関しては載っていると思うのですが、各款項別に」の声あり）わかりました。（「具体的にどのような形で要請をされているのですか」の声あり）済みません。私、舌足らずなもので、よく飲み込めなかったのだとは思いますが、一覧表です、各款別。今はコンピュータでやっているのですから、このぐらいのデータは出るのではないですか。出ないのですか。出していないのですか。（「どの部分か具体的に、全般的になのか、どの部分なのかというふうなことを」の声あり）歳出の19節です。（「詳しく財政担当の方に行って、どの部分なのかというのを聞いていただければいいかと思っております」の声あり）わかりませんか、財政担当。今言っていること。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、19節の内訳でございますが、予算の事項別明細書の19節の欄には、すべて、例えば研修負担金とか、それぞれ項目はすべて出ております。

集計作業として可能なのは、ちょっとあと、事務担当の方と調整してみますけれども、予算書に出ている項目での一覧表が出せるかどうか、ちょっとシステムの方で確認をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○雨森委員

資料6の57ページ、1点だけお尋ねいたします。最後でございますので。

特別養護老人ホーム建設負担金のところで、特養は入居期限がないつの住みかというのですか、一遍入ってしまうと最後までおられるという位置づけにされており、24時間ケアを受けられると。その一般的な施設よりもお値段が安くて、非常に人気のいい、入所希望者の多いところなのですが、多賀城市の場合、現在、優先資格者といひますか、待機している方の数は大体どれくらいあるかお尋ねします。

○永澤介護福祉課長

これは平成20年夏に宮城県が調査したものでございます。待機者144名、うち在宅の方54名でございます。そのほかの方は老人保健施設、その他の施設を現在利用中の方でございます。

○雨森委員

多賀城の場合というようなことで、多賀城苑を対象にしているわけですか。

○永澤介護福祉課長

いえ、これは多賀城市内全員でございます。

○雨森委員

特養多賀城苑という、特別養護老人ホームに入りたいという希望者、待機者のことを言っているのですけれども、それでいいのですか。

○永澤介護福祉課長

ただいま申し上げたのは、多賀城苑ということではございません。特別養護老人ホーム全体のことを申し上げました。（「多賀城苑だけ聞いているので」の声あり）ことしは宮城県の方で全体を調べましたので、介護福祉課では、例年、施設別に調べているのでございますが、今回はそれは調べておりませんで、宮城県の方の調査の方でお答えしております。

○雨森委員

それはそれで仕方がないのですが、ダブって申し込みしている待機者もいるのです。ですから数字はかなり膨らんでいると思うのですけれども、今度、多賀城市でも特別養護老人ホームをどういうふうにお考え、あるかないか。ちょっと聞いたのですけれども、私、ちょっと聞き漏らしたものですけれども、その点お尋ねいたします。

○永澤介護福祉課長

第4期介護保険計画でも申し上げましたが、第3期でおくれている分が、平成21年度中に開設する見込みでございます。

そして、平成23年度ではもう1カ所誘致する計画でございます。

○雨森委員

これは官で建てて、民でというような計画は多賀城にないのですか。土地は誘致したり、建物は市で建てると、そして運営は民間でやるというような方式を考えておられるのですか。

○永澤介護福祉課長

けさの新聞でございますが、ほかの市町村の事例で出ていたもようでございますが、やはり本市におきましても、介護保険の性質上、公設民営という方法は、介護保険上はもう既にとれない方法と考えております。

○佐藤委員

先ほど、板橋委員が質問していたあの鈴順さんから下に、新しい道路に通るところの道路、いわゆる信号がついたところなのですが、通行どめになってしまいますね。通行どめになると、あの坂はあちらからしか入れないと。学校の方からしか入れなくなって、そうするとガスとかそういう供給をする車が入ってきて、どこでUターンするのかという感じはするのですが、それはどのように解決するのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

ただいまその回転道路が奥にないのというようなことの御質問でありますけれども、先ほど、板橋委員の方にもお話ししたその説明会の席上でも、あそこの公衆用道路を利用されている方々からも、そういった御質問も寄せられました。

しかしながら、あそこの道路はもともと赤道といいますか、公衆用道路・作場道で、車が通れない道路だったのです。あの道路が開通するまでは。そういったことから、その辺も深い理解をいただきながら、それで一番の今の御心配も、地元の方、そうでしたけれども、やはり冬道、当然あそこは坂が相当急だというようなことで、その辺の対応をとっていただけませんかというような、地元の方々からお話ございまして、それにつきましては、建設部道路公園課の方で改修工事をするということで理解をいただきまして、地元の方々の理解と協力を深くいただきまして、このたびの信号機の設置となったと、こういうことでございます。

○佐藤委員

あそこ、できた当初に、私の知人ですけれども、交通事故で亡くなりまして、それをきっかけに信号設置してほしいという住民の思いが高まって、ようやく実現したという点では大変よかったというふうに思います。

ただ、今まで利用していたところが行きどまりになってしまったという点では、非常にあそこに住む住民の方たち、まあ世帯数は余り多くないのですが、不便にならないように、安全な対策をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、あそこをまた行きどまりになってしまうと、その土地というか財産的価値というか、ああいうようなものはどういうふうな基準になるのですか、変わらないのですか。

○菅野税務課長

土地の価値が変わるかどうかという御質問ですけれども、最終的に、御承知のとおり、固定資産税については路線価を指標にして、それぞれの土地を評価しますので、最終的に、その通行どめに伴って路線価が落ちるのかなということは考えられると思います。

そうした場合、どうしてもその固定資産税、土地の分については下がってくるのかということによって計算されると思います。

○竹谷委員

端的にお聞きします。6の27ページ、市長の施政方針でも、交通安全に関する施策ということで、高齢者問題を含めて、交通弱者の関係をうたっております。交通事故から守るための取り組みを推進していくというふうになっておりますが、その関係で、この交通安全を推進していくには、交通安全対策費である主要な役割は交通指導隊員の役割が相当大きいのではないかとこのように思います。

そのことから、定数は何名で、現在の隊員数は幾らで、災害保険はどうなっているのか、この3点について端的にお聞きします。

○伊藤交通防災課長

まず、定数に対するその充足率でございますが、条例で定めておる定数は65人でございます。それから、現在員といたしまして、1月1日現在で46名となっておりまして、充足率70.8%というような状況になっております。

それから、事故が起きた場合、活動中の事故、公務災害に対する補償でございますが、これは公務災害の補償という形で適用いたしております。

○竹谷委員

今、こういう景気の状況ですので、年齢も制限されて、若者に入れといても、なかなか厳しいところもあると思いますけれども、少なくともこの充足率を100にする努力をしながら、交代で物事をしていかなければ、交通安全対策というのは進んでいかないのではないかとこのように思います。

そういう観点から、この隊員募集、隊員の追加についてどのような方策を考えておられますか。

○伊藤交通防災課長

まず、一つは、私ども、昨年11月に、市の広報とは別に、市内の全戸回覧の交通安全指導隊、それから市消防団の団員募集とセットで、全戸回覧で募集の呼びかけをさせていただきました。それが一つです。

それから、交通安全関係の諸行事、地域に私ども出向く機会が多いわけでありましてけれども、そういった、特に交通安全母の会の会合の場で、特に母の会の皆さん、地域のそういった若い方々の状況などをよく把握しておりますことから、そういった機会あるごとに呼びかけをいたしております。

○竹谷委員

ひとつ、これは区長会でも取り上げていただいて、区長さんの協力もいただきながらやはり頑張っていかなければいけないのではないかと。余り、「朝 7 時半から 9 時までだ」となると、サラリーマンはどうしてもだめなわけですから、それともう一つは、先ほどから、市民との協働の話もしましたけれども、やはり市役所の職員の皆さん方もこういうものに入っていくながら、率先して市民とのかかわりを持っていくというのも、私は一方では大事ではないかというふうに思います。ひとつその辺も含めて、ぜひ、総務部所管ですから、上司と相談しながら、いろいろないい方法を考えたらよろしいのではないかというふうに思いますので、ぜひ定数満杯になるような隊員確保というか、活動隊をつくり上げていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、67 ページ、先ほどの根本委員に関連するわけですが、保育所問題です。待機児童が 60 名から 70 名だというふうにこども福祉課長が答弁されておりますが、これがいるという前提で、私は、これだけのものがいるとすれば、保育所 1 カ所ぐらいの方々が待機している。このような景気状況であれば、場合によってはもっとふえる可能性があるというふうに見るしかございません。

そういうことで、検討していただきたいのは、あなたからこの間、いい資料をいただいたのですが、次世代の浮島保育所の増築の関係でありますね。次世代育成支援施設整備交付金、残念ながらこれは公共はだめだと。私立でなくてはだめだという規定のようです。これの活用と、もう一つ、今回、宮城県の方で、待機児童解消推進費ということで、宮城県が 3,465 万円ですか、県の予算があります。県もこの待機児童を解消しようと本気で、財政のないところを、平成 21 年度は財政措置しているようであります。

私は、こういうものを活用して、早急にこの待機児童の解消対策のために着手すべきだというふうに思うのですけれども、担当課はいかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

委員おっしゃるとおり、緊急的課題であるという認識は持っております。

この、今回のように施設整備ですか、次世代の関係とか、民間しか使えないというところにちょっといろいろな問題がありまして、その民間企業をいかに誘致するかということが、やはりこれからの課題になってくるのだらうということとあわせまして、今後早急にその辺の関係を調査しながら、論をやっていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

ひとつ、これは緊急対策だと思うのです。ですから、私立保育所と、それから別なものも、無認可保育所もありますね。ああいう経営者と話をして、格上げをして、こういう資金を活用しながら、そういう対応ができないのかということも一面では考えなければいけないというふうに私は思っているのです。

ですから、使える財政を活用して、多賀城市が最小限の財政支出でこの待機児童を解消していくということを、私はこの議会が終わったらすぐ、福祉部担当は本気になって検討していくことが大事だと思うのですけれども、所管の部長、いかがですか。

○内海保健福祉部長

やはり財源手当ての問題が最終的にはネックになるかと思えます。

したがいまして、今、特に厚生労働省の方向は、保育所の新設、増設等については、やはり民間を主体にというふうな流れにございます。ですから、なかなか市町村が立ち上げていくというふうな環境にないということについては、皆さん御承知かと思えます。

ですから、民間を促すそういった施策がどういった形でとれるのか、その辺もやはり研究していかなければならないことです。

それと、今、公立の保育所が何力所があるわけですがけれども、この辺の問題についても、民間に移しかえることによって一定の財源が生まれてくると。総体的にはそういうふうな話になりますので、ですからそういったことも促しながら、保育所、要するに民間の社会福祉法人が行う保育所が出てくるような手だてを、ちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

これは待ったなしの問題ですから、4月以降になると、多分、各議員さんに、「何とかならないか」という、多分要請行動が、待機児童の父兄からはあるのではないかと。それに対応するためにも、早急に検討して、例えば9月なら9月段階には何とかしようとか、そういう目鼻をつけておくことも大事だと思いますので、私の意見をそういうことで取り組んでいただきたいということで、意見を知っておいていただきたいと思えます。

最後に、71ページ、部長は一生懸命、「太陽の家」、定員が、健常児が定員いっぱいになっていないということが説明でありましたけれども、4月1日入所予定もそういう状況なのでしょうか。

○内海保健福祉部長

そのような状況になってございます。今現在で、実態を申し上げますと、実人員が43人です。障害児が25人、健常児が18人ということで、定数自体は健常児が多いわけですが、実態はその逆になっているというふうな状況でございます。

平成21年度の状況ということになりますけれども、障害児に関しましては、これは今のところ23人の予定になってございます。健常児につきましては10人です。20年度の卒園児童が障害児9人、それから健常児6人、それから21年度の入園児童として合計17人で、障害児が7人、健常児が10人というふうな状況になってございます。

ですから、結論から申し上げますと、健常児についてはまだまだ定員に満たしていない状況というふうな状況です。

○竹谷委員

これも研究課題だと思うのです。この「太陽の家」は、故大場市長が、全国で珍しい、健常児と障害児の混合保育によって、障害児の児童の発達を促していくということで、その肝入りでつくったというように私は伺っております。私が議員になる前につくっておりますので、そういうふうには伺っていません。

現状、私がずうっと見ているときには、大変すばらしい、健常児と障害児が半々になって、すばらしいときもあったはずですが。

現状、こういうような状況であると、なぜこういう状況になってきているのか、設置をしたときのあの精神と今の状況がどういう変化をしているのかということ、私は検索する必要があると思うのです。いかがでしょうか。ちょっと検索する関係ありますか。

○内海保健福祉部長

ただいま御質問のとおり、「太陽の家」は昭和 50 年 1 月 31 日設置でございました。

精神的な背景といえますか、これはノーマライゼーション、それを具体的に施設の中にあ
らわしていこうというふうな形で設置された施設でございます。

ただ、時代が大分進みまして、ノーマライゼーションの姿そのものというのは、平成 18 年
の障害者自立支援法で、地域の中に障害者を受け入れていこうというふうな方向が出てま
いりました。

そうしますと、やはり一定の変化を求められているのかなというふうな感じで受けとめて
おります。

ですから、将来的な方向として、なぜ健常児がこういった形で少ないのか、あるいは障害
児そのものに対する手当てが果たして本当に十分なのかどうか、あるいは、一般の保育所
であるとか、あるいは一般の学校であるとか、そういったところに障害を持った子供さん
が受け入れられる環境が大分つくられてきたと。そういったこと全体を踏まえて、「太陽
の家」をつくった当初の精神的な背景はノーマライゼーションだったわけですので、より
さらに進んだ形のノーマライゼーションが、特にその障害者に向けた対応として、いわゆ
る公共が担う部分というのが何であるかというふうなところを踏まえて、やはり研究して
いかなければならないのだろうというふうに思っております。

それから、もう一つは、これは財政的な側面から申し上げますと、伝統的にやはりずう
と多賀城市が単独費用をここに投入してやってきた。ところが、先ほど申し上げましたよ
うに、いわゆる障害者のための環境整備のための財政的な枠組みはかなりしっかりしたも
のとしてできてきたということですので、この辺も踏まえた形で、こういった選択、方向
があるのか、余り時間はかけられないかと思うのですが、この辺は検討していきたい
というふうに思っております。

○竹谷委員

特に、障害児を持っている御父兄、それから「太陽の家」にお世話した健常児の御父兄さ
ん等々もあるわけですから、そういう方々の御意見と、そして現状お願いしている父兄会
の意見等々も含めながら、環境の問題もあわせて、やはり早急に議論をしていただきなが
ら、「太陽の家」のあり方論についても早急に、市長との調整もしながら、方針をある程
度明確にしておきながら、「太陽の家」の促進を図っていくということが大事ではないか
と思いますので、この分、ひとつ検討していただきたいということを申し上げながら、質
問を終わりたいと思います。

○相澤委員

59 ページ、軽度生活援助についてお聞きします。同じく、その行政評価の方は 50 ページ
になるのですが、これで見ますと、成果指標というのがあって、平成 18 年度が 86%、19
年度が 78%、20 年度が 80%に、こう上がったたり下がったりしているのです、数字が。普
通ならどんどん上がっていく（「資料は行政評価の取組でよろしいですか」の声あり）そ
うです。行政評価の 50 ページにあるのですけれども、軽度生活援助事業というのがあるの
ですけれども、この中の成果指標のところ、18 年度が 86%、19 年度が 78%に下がって、
20 年度がちょっと上がって 80%、そして 21 年度からずうっと 80%なのです。普通、こ
ういうのは上がっていくのかと思うのですけれども、この辺の動きについて御説明をお願
いします。

○永澤介護福祉課長

この制度は、65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯ということでございますので、ある意味、介護保険を使えない皆様、ですから、中には、この制度では済まずに、介護保険制度に移られる皆様がおられます。その関係で、残念ながら実績としては上がり下がりが発生するものでございます。

○相澤委員

平成21年度以降も80以上は難しいのですか。

○永澤介護福祉課長

確かに高ければ高いほどよろしいのでございましょうが、過去の実績から見ますと、この辺ということで設定させていただいております。

○相澤委員

わかりました。

では、次に資料6の75ページ、あわせて行政評価の資料は43ページ。乳幼児医療費助成と、これについてお聞きします。これは行政評価の方の資料を見ますと、「平成13年第2回定例会及び第3回定例会において議員提案により、少子化対策の一環として従来から行っていた乳幼児医療費助成制度における通院分の助成について3歳児までに拡大していた」と、そして、「平成21年度からは義務教育就学前までの未就学児に拡大する」ということが書いてあるのですけれども、この中で、やはり活動指標のAというところがあるのですが、ここで、AとBの数字のこの動きなのですが、平成20年度と21年度の、例えば人数にすると1.04倍なのですが、費用にすると1.5倍になっているのです。この辺の動きについて説明願います。

○鈴木国保年金課長

医療費をここであらわしておきまして、1件医療費幾らという固定的な関連はございません。1人でたくさんの医療費を使う人もいますし、また、何人かかっても低額な医療費でしたら、総体的には伸びないと。ですから、毎年上がり下がりもしながら、全体的には伸びていく、そのような内容でございます。

○相澤委員

そうですね。いわゆる義務教育就学前まで拡大したのですから、人数枠としてはもうちょっとふえるのかと思いましたが、意外とふえなかったのは、これはどうでしょう。

○鈴木国保年金課長

この指標の方では、今までの補助対象分と、これから行います拡大事業をあわせた資料としてつくってございます。

それに、もう一つは、今までののは、入院はそもそも就学以前までやっけて、外来だけやっていなかったわけです。対象者としては変わらないと、そのような結果によるものでございます。

○柳原委員

資料 6 の 73 ページ、放課後児童健全育成事業ですけれども、ここで留守家庭児童学級と、あと放課後児童学級の違いについてちょっと説明してください。

○小川こども福祉課長

私どもの方の放課後児童健全育成事業、これは一般的に私の方では留守家庭児童学級事業というふうな言い方をしています。

あと、もう一つ、国の施策として「放課後子どもプラン」という大きなプランがあります。その下を支えるのが、ことしから生涯学習課でやられている「放課後子ども学級」が、文部科学省所管として行われている事業でございます。

その放課後子ども学級の対象者は、小学校 1 年生から 6 年生までで、共稼ぎとかそういうふうな保護者の就労形態とかそういうのは一切関係なく、1 年生から 6 年生までを対象とした活動事業でございます。

一方、文部科学省で行われているこの放課後児童健全育成事業というのは、小学校 1 年生から 3 年生までをおおむね対象とした、共稼ぎ家庭の預かり事業というふうな違いがございます。

放課後子ども学級の方は文部科学省でございます。それから、あと、この放課後児童健全育成事業の方は厚生労働省の所管ということでもあります。

○柳原委員

この二つの事業ですが、やはり事業の性格が違うということで、1 年生から 3 年生までが留守家庭児童学級、いわゆる学童保育なのですけれども、放課後子ども学級と学童保育を連携していくということなのですけれども、やはり性格が違うということで、これは留守家庭児童学級の方をやはり独自に充実させていくということが大事だと思いますので、この点は指摘をしていきたいと思います。

次なのですが、資料 6 の 63 ページ、次世代育成支援行動計画策定なのですけれども、この計画の概要をわかりましたら教えてください。

○小川こども福祉課長

この次世代育成支援行動計画は、これは平成 15 年あたりに国の政策として、少子化対策などの関係で出てきた法律がございます。この法律の中で、国は国でこの次世代育成の支援のための行動計画を策定して、それを実施に結びつける。県はそれを受けて、また県は県で、市町村は市町村で、あと事業所においても、たしか 100 人以上の事業所に対しても、こういう次世代育成のための行動計画をつくって、実行していきなさいというふうな法律のものがあります。

その中で、平成 17 年を初年度とする 5 力年計画を今までつくってきて、今度の平成 21 年度でその 5 力年計画が終わることになっております。

後期の計画、5 年を見直した上で、後期の計画をさらに、平成 22 年度からの後期計画を策定することが今回の目的のものでございます。

○柳原委員

わかりました。では、次世代育成支援行動計画にぜひ、学童保育の充実なども取り入れていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問なのですけれども、資料 6 の 65 ページ、市立保育所運営管理に要する経費なのですけれども、国の '09 年度予算で、保育所の第 3 子が無料になるということがのっているのですけれども、当市の実情はどうなっているかちょっと教えてください。

○小川こども福祉課長

当市においては、第 3 子の保育料の分の無料につきましては、平成 19 年度から実施させていただいております。

これは、保育所に入っている子供ばかりではなくて、就学前の子供が例えば幼稚園に入っていて、例えば以上児ですか、3 歳以上児の方が幼稚園に入っていて、3 歳未満の方が保育所に入っているという形でも、それは適用されるという形が、もう既に平成 19 年度から実施しております。

○柳原委員

平成 19 年度からやっているということで、やはりこういう国の予算を先取りして、市の方でやっていただいているということで、こういう点は非常に評価したいと思いますので、引き続き頑張っていただきたいと思います。

○板橋委員

No.6 の 23 ページ、ちょっとお聞きされたのですが、10 月 3 日に太宰府物産交流か何かお祭りをやるのに、友好都市というような形でこちらから行かれますね。それに対して、JA の方に何かお願いというようなことは、今もう既にされてたのでしょうか。その辺ちょっとお聞きします。

○片山地域コミュニティ課長

10 月に太宰府市民政庁まつりにおいて、多賀城市の物産あるいは観光・歴史の PR を行おうということで、関係部署でお話をしております、それで、それぞれ担当、地域コミュニティ課の方が太宰府市との窓口になっておまして、観光については商工観光課、あるいは物産については商工観光課だったり、あるいは農政課、そして歴史の PR は文化財ということで、それぞれ役割分担してございまして、平成 21 年度になって、また昨年度と同じような形でお願いをしていこうかという考えでございます。

○板橋委員

ことは少しでも実のある形で協力してもらうようにぜひお願いしたいと思います。

○森委員長

以上、よろしいでしょうか。

以上で第 1 款から第 3 款までの質疑を終了いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は 2 時 40 分といたします。

午後 2 時 27 分 休憩

午後 2 時 40 分 開議

○森委員長

定刻でございます。

● 第4款衛生費～第7款商工費

○森委員長

次に、第4款衛生費から第7款商工費までの質疑を行います。

○金野委員

7款の、117ページをお願いします。昨年、私たちの会派が、シャープの液晶テレビ亀山工場等を視察して、私も企業誘致に対しては一般質問をして、ぜひ誘致すべきではないかと言って、昨年11月11日ですか、八幡字一本柳地区工業団地の構想について説明を受けました。その説明のときの論のとき、工業団地を創設するより、三位一体改革の地方交付税制度を戻すように働きかけるべきだとか、そういうことも言われました。確かに、2月12日、衆議院本会議で、鳩山総務大臣が言っております。そして、またきのうも藤原委員も言いましたように、2月13日の河北新報にも載っています。「三位一体改革を批判 『失敗の部分がある 地方をここまで苦しめているのは、必ずしも正しくない部分もあったと考えている』」。しかし、私なりにこう考えてみますと、全国の市長会とか、そこを三位一体改革の復元会合、再三要望しているのですね。それでやっと永田町まで届いたと、そういう感じを受けます。

また、地方交付税が復元、増額されることは、全国の地方公共団体のほとんどの人たちが望んでおります。

あともう一つ、質問に入る前に、あと100億円かけて、実質的な歳入の増加は1億円足らずと、そうも言っています。私は、説明のときは76億円かけて1億円の歳入増とあるが、話を聞けば、この1億円には法人市民税の法人割額が含まれず、場合によってはこれ以上の収入になると聞いています。

そこで御質問ですが、この第1回議員説明会で、仮に市が直営で施行した場合、概算経費は75億2,000万円とのことですが、市が直営で施行する場合にはどんな想定をしているのか、確認のため説明をお願いします。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

この間の説明会でもお話ししましたように、まず、事業手法についてはまだ定まっておりません。これから地権者の皆さんと御協議しながら考えていくということで、方法といたしましては、市で直営である場合と、それから区画整理である場合、あるいはひよっとしたら進出する企業がみずから買い取って、開発行為をする場合というのが考えられると思うのですが、基本的な考え方としては、いずれもオーダーメイド方式ということで、市が例えば直営であるということになれば、立地する企業さんと協定をすっかり結んで、間違いなく来るのだと、それで3年後、造成が終わったら買い戻していただけない担保が取れたときということが、基本的な考え方になろうかというふうに思っています。

○金野委員

わかりました。今の説明で、まず一つは、市の直営、そして土地区画整理組合、また、進出するのが確定となった場合、オーダーメイド方式で、3年後はしっかりと担保がとれると、それはわかりました。

それで、第2に、進出による効果として、約4億円とこれには書かれています。税収が見込まれるのではないかと。ここには法人市民税等の割合が含まれていないような感じを受けているのですが、御説明をお願いします。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

説明会の中でも、市で直営で施行した場合の概算経費ということで、75億2,000万円と、これは市で直接買った用地代も含んでという話でございますけれども、その中で、さらに説明会の中で、税収4億円生まれるのではないかと御説明を申し上げました。

今、金野委員おっしゃるように、法人市民税はここに含まれておりません。なぜ含まれないのかというと、やはり法人市民税の法人税割は、年によって相当変動がございます。それから、進出する企業によっても相当変動がございます。といいますのは、その企業のもうけぐあいで税収が変わってくる、それから従業員の数によって変わってくるということで、一応前回の見込みの中ではそれを見込んでおりませんで、いわゆるそれはおまけと云ったら何でしょうか、進出した後のお楽しみと申しますか、余剰の部分というふうに見ておいた方が、財政運営の中では非常に安定するのかというふうに思っております。

ただ、具体的な話をすると、例えば、今還付金で話題になっている会社が、そのまま例えば一本柳に進出したということになれば、入ってくる税収は2倍になるわけですから、その分の金額というのは相当法人市民税法人税割は大きいものであろうというふうに思っております。

○金野委員

今、従業員の数によってこの法人市民税が変わるとなれば、一本柳地区に誘致するのは、それでは人の多い、何といいますか、業種の方がいいと思うのですが、それに対して何かありますか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

工業団地の誘致に際しては、いろいろな業種があると思うのです。あるいは物流ですとか、本当は工業団地に限らず、商業施設だとかというものも十分検討しなければならないと思っておったのですが、まず、なぜ製造業がいいかということ、やはりそこで立地される建物、機械類の償却という税収が非常に大きいであろうと。それから、仮に物流と比較した場合に、物流は物を運んで、一時ため置きして、どこかに持っていくということで、そのもうけというのは非常に、そのため置く部分だけのもうけであろうと。それに比して製造業というのは、ゼロからいわゆるつくったり、作り込んだりするというので、付加価値が非常に高いものであろうと。そうすると、恐らく企業としてのもうけというもの、おのずと製造業の方がまず多いだろうというふう考えております。

それと、人が多いということからすると、物流倉庫であれば、トラックとかフォークリフトは多いでしょうけれども、働く人の数は多分少ないであろうと。それよりも電機機械産業のようなコンパクトな産業であれば、多くの人数が狭い範囲の中で非常に入ってくるだろうと。あるいは高度に機械化されて、人がいないという工場もあり得るかと思うのですが、当然、機械化が高度化すればするほど、その機械は高額な機械になるわけですから、法人市民税で税収が上がらなくとも、固定資産税の償却でその分、税収がカバーできるのではないかとこのことを考えると、一番我が市にとってコンパクトなまちにつくる工業団地としては、製造業が適しているところだというふう認識しております。

○金野委員

この一本柳地区のものは、まだまだこれから説明会などがあると思うのですが、私は、まず魅力ある地方に生まれかわるものであるということで、今、るる御説明を聞いて、工業団地化構想は、今すぐ造成をして、企業を呼ぼうとするものではなく、企業が進出したいという申し出があったときに、すぐに対応できるように下地をつくらうと、これはまさに、この時期は私はいいと思います。どんどん進めてください。

○佐藤委員

91ページの、感染症予防に要する経費のところでは伺います。鳥インフルエンザの問題なのですけれども、去年、白鳥が来るころ、加瀬沼に行ったのです。そうしたら、お天気がとてもよくて、堤防の上で寝ている人たちが、白鳥がいろいろいるのに、その回りで手枕してお昼寝をしていた人たちを四、五人見かけたのですけれども、鳥のふんなどがあって、そのとき不心得だなどというふうに思ったのです。そうしたら、この間、岐阜か長野で、突然ウズラの鳥インフルエンザというものが発症したということで、やはりちょっと不意な行動が、何もなくていいのですけれども、どこでどういうふうに起きるかということを考えれば、ちょっと県に、あそこの鳥と共生する、利用する人たちのそういうところで、なるだけ接触しないような方向を規制していかなければならないのではないかとというふうに思うのですがいかがですか。

○岡田健康課長

ただいまの御質問なのですけれども、その鳥のふんなど、そういうふうなものから感染する危険があるので、規制をというふうなことなのでしょうか。そういう御質問でしょうか。

○佐藤委員

鳥インフルエンザはふんに触ってはいけないというのです。一番もとを。ですから、ああいう堤防のところには鳥のふんがいっぱいあるところに、寝ている人たちを見て、ちょっと不意だとか、不心得だとか、そういう感覚を私は持ったのですがいかがですか。

○岡田健康課長

直接鳥のふんから、要するに鳥から人への感染ということだと思っておりますけれども、そういうことではなくて、むしろ人から人への感染ということで、その対策ということなのです。ですから、非常に何か難しいのですけれども、結局、鳥インフルエンザが変容を起こして、そこで人に感染するというふうな感染の形態になっているのですけれども、確実にそのふんから人へ感染することが証明されているわけではないというふうな、研究会などでの講師の先生の見解はそのような形で説明されているのです。

ですから、余りにも、むやみにそういったことを神経質にやっていくということも、どうなのかという話をおっしゃる先生もおります。

今、現在、鳥は、鳥インフルエンザにかかっているというのは、ほとんどそのウイルスを持っているのだというふうなことなのです。それがいつ変容を起こして、それが人間に感染を広げる形になるかというのは、まだ証明されていないというふうなこともありまして、1次予防といたしましては、もちろん手洗いとか、うがいとかマスクとかというふうな、そういう1次予防の部分があるのですけれども、ですので、もちろん近づかないというのはいいとは思いますが、それに対しての何か行政して看板を立てたりなどということについては、もうちょっと県の感染症の対策の担当者などともお話を聞いて、考えてまいりたいというふうに思います。

○佐藤委員

わかりました。そのうつるプロセスとか、今解明されている時点で、そういうことだというのはわかりましたけれども、県とのその交渉の中で、そういう実態があるということも伝えていただきながら、対処法ですが、どこで爆発的に感染症が起きるかわからないということが常々報道もされていますので、常に頭の中に入れていていただきたいというふうに思います。

次、103ページ、きのうの残りです。労働費。私が伺いたいのは、きのうの議論を踏まえて言っていますから、何回も同じことを言わないようにします。時間もかかりますので。

きのうの議論を踏まえて、そういう生活が今苦しい人たちのために、行政ができることは、水道部の管理者に対しては、今は料金の話ではないですけども、非常に高い水道料を使わざるを得ない市民に対して、今、非課税の人が3,600人以上もいるという中で、まずまずことはふえるであろうという状況も踏まえながら、下水道料の減免をしていく、そういう気持ちが必要ではないのかと。今回、施政方針にも予算にも盛り込まなかったけれども、緊急にでもやるという方向にならないのかということをお伺いしたかったのですが。

どなたでも。だってきのう言ったのですから、答弁してください。（「きのう労働関係において、下水道料金、公共料金の……」の声あり）何を言っているのですか。きのう、私、こういう質問だというふうに言いましたら、あしただと言ったではないですか。（「一般会計できちんと負担しろということをおっしゃっているのですから、ですから」の声あり）本当はきのうでよかったのです。（「ですから、特別会計の中で負担しなさいと言っているのではないですよ。一般会計で持ちなさいということをおっしゃっているのです。ですから、特別会計ではないです」、「雇用対策の中でやればいいのですよ」、「きのう委員長が……」 「では雇用対策で」の声あり）だれでもいいです。責任者にやらせてください。

○伊藤市長公室長

先日もお話ししましたように、国の2次補正を受けて、次の予定されている臨時会の方でこの雇用対策については御説明をしていきたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

私、雇用対策とは一言も言っていません。水道料の減免はどうなのだということをきのうから聞こうと思っているのに、そのプロセスの中で今の雇用状況を聞いているのに、それは雇用だからあしたやってくださいということなので、今のような答弁では納得できません。

○伊藤市長公室長

その減免に関しましては、市長が一般質問の中で答えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○佐藤委員

いずれ、そういう状況に耐えられないときに、私たちもまた必要な行動を起こしながら、頑張っていきたいというふうに思いますけれども、市長も地域職業相談所にたまには顔を出して、行きましたか、1回ぐらい。顔を出して、やはり市民の暮らしをきちんと見ていくことは大事だと思うのです。よろしく願いをいたします。何回言っても、「冷たい返事だ」ということだけにおすがりをして、終わります。

では、次、117ページです。金野委員が期待していますから、工業団地化に関する経費のところ、これはまちを二分する議論になるのだと思うのです。本当を言うと。貴重な、農家の方たちの田んぼでありますけれども、本当に残り少ない自然をどのように有効に、市民のために使っていくかということでは、その産業振興ともあわせて、まちを二分する議論であろうというふうに思うのです。1回や2回議会に諮ったぐらいで決めることではないというふうに私は思うのです。

今度、まちづくり何だかができましたね。ああいうところにでもしっかり諮りながら、結論を持っていても遅くはないのではないかと思います。大事な問題だというふうに思います。何時間かけても、これは市民が、かかり過ぎだと怒る市民はいないと思います。きちんとみんなで議論しながら、結論を出していくということが非常に大事なことだというふうに思いますので、何回も、何回もという思いをしないで聞いてください。

環境アセスを県で勝手に変えてしまって、面積も変えて、多賀城のためにやりやすくしたということは、この間お話をしました。

そうすることによって、そこが2年、3年の猶予期間が短くなったわけですが、そこをしないで、その田んぼをつぶしたことによって、お隣の、道路を挟んで1本お隣の田んぼ、あの広い田んぼに与える影響というのはどんなものがあるのかというふうに考えるのですが、そういうことはアセスしなくてもいいので、考えなくてもいいのですか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

まず、1点目の、まちを二分する議論ということは、まさに私どももそういうふうに認識しております。大事なことであるので、すっかり決まってからではなくて、地権者にお話する前に、議会の皆さんにお話をしていますし、市民に全体的に広げる前に、地権者の方にちゃんと納得をしていただいてから、市民の方に、こういうことをやろうとしているのだというプロセスを踏んでいるつもりでございます。これからもこういうプロセスは何回も踏まなければならないだろうし、地権者の御意向、まだ100%ではございませんけれども、相当数高くなった段階で、これはやはり市民向けに情報を発信しながら、市民の皆様からも御意見をちょうだいしてというプロセスを今考えておまして、早ければ広報の4月号なりに、全体の構想を少しずつ載せていきながら、皆さんの御意見をお伺いして、それに対して行政の考えをお返しするというこのキャッチボールが必要ではないかというふうに思っております。

それとは別に、都市計画の変更のプロセスの中で、住民の公聴会というのも十分予定されている、県でやることなのですけれども、予定されておりますので、それらの民意を反映しながら進めていくということが大前提で考えてございます。

それから、環境アセスメントの関係は、多賀城市のためにやったわけではございません。ただ、全体として、知事の考え方としては、速やかに企業が立地できるように、下地を整えましょうという考えでやっているところでございます。

上の方の田んぼというのは、新田南錦町線というふうに理解してよろしゅうございますか。近隣の田んぼ。隣ですか、わかりました。

一本柳のすぐ上は六貫田地区になります。今回、農道で分断はされるのですけれども、今回やはり一本柳を選んだ最大の理由というのは、ほかの田んぼに影響の最も少ない場所にすべきだと。ほかに営農されている方に対して影響の少ないところということで、一本柳を選んだ。なぜ一本柳かという、やはり水の流れが多賀城の場合、北から南に流れてございます。田んぼにとって水はとて命より大切なものでございますので、その水の流

れを阻害することなく、あるいは水を汚染することなくということを考えて、一番最下流の、多賀城市にとって最下流の一本柳地区と。そこから先は、新港まで田んぼがございませんので、田んぼに対する影響は極めて少ないというふうに考えております。

○佐藤委員

まあ、やってみないとどういう影響が出るかわかりませんが、いろいろな微生物が逃げ出すのです。田んぼに住んでいた微生物が。そうすると、隣の耕作地の人たちが、どういう影響が出てくるかというのはだれも想像できないわけで、やるというのですから、結果を見なければわからないのですけれども、そういうことだと私は思います。環境問題ということは。

それから、市民の方たちは、大分ニュースが行き渡って、本当に、「何もしないで」という人もいます。「いいから、もうこのままで、行政サービスはいいから、もうそういう大きな事業はしないで」という方もいますし、それから、「ピンチがチャンスだから、取り組み」というような言い方をする人もいます。

しかし、そのピンチがチャンスだと言った方とはちょっとお話ししたのですが、株を買うときに、安く、低くなったときに買って、高くなるだろうというのを待って売って、もうけるというような手法があるそうですけれども、要は、ものは株ではなくて土地、多賀城の大事な自然であったり、田んぼであったり、環境であったり、そういうものなわけで、それと一緒にたにするわけにはいかないなということでは、意見が一致するわけです。

ですから、本当に財政を、とにかく収入を図る手段として、「何とかしたい」という気持ちはわからないでもないのです。わかるのですが、しかし、そういうことを今、今だから、3年、4年後に向けてやらなければならないというところで、市民の人たちに提案していいのかというタイミングの問題というのは、ずうっと残るといふふうに思うのですけれども、本当にいいのでしょうか。いいのでしょうか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

この時期に大きな事業ということで、きのう、藤原委員からもそういうお話をちょうだいしておりました。100億円かけて1億円というお話がありますけれども、100億円出しっ放しではございません。先ほど金野委員にも御説明しましたが、仮に多賀城市がやるとしても、3年後、4年後には企業が来て、その土地を売却するというのが前提でございますので、投げっ放しではないのだと。逆に、100億円だとしても、1億円だとすれば1%の利息でございます。それが未来永劫続くということから考えれば、大きな投資ではないのではないかという意識はあるのですけれども、事業手法としては、ですから市が直営するわけではなくて、区画整理という事業手法もございます。今のところ何をしようかという、企業がいつでも来ていただける状態をつくるという、いわばその土壌づくり、種まきの状態でございます。種をまかなければ実がなりませんので、やはりこういうことは、時期がいつであるにしろ、やらなければ、未来永劫絶対来ないというふうに思っております。

自然を壊すというお話もございます。確かに田園は見た目にもいい自然ではありますけれども、私の感覚的には、田園は田園であって、農業の方々がそこで生産物を生ますための土地でありまして、皆が憩える場所ではないのだというふうに思っております。そこを抱える農民の方が、農業を続けることをよしとしないならば、ここでやはり何らかの形で、政策を変換するというチャンスを与えるべきではないかというふうに思っております。

○佐藤委員

わかります。わかりますけれども、しかし一方で、農業を切り捨てて、さんざん切り捨ててきて、もうしたくないという思いに農家をさせてきて、そして、今、環境が非常に大事だとか、米の安全だとか食の安全だとか言われているさなかに、本当にあの大きな田んぼをつぶすということが、感性としてどうなのかという問題はずうっと残ります。

やはりそういうこともとらえながら、行政というのは判断をしていくのだというふう思うので、その判断が、市長がそういうふう判断して、皆がそういうふう賛成だというのでしたら、それはそれで進んでいくのだと思いますけれども、そういうあり方に私は、時期の問題も含めて、反対をいたします。あとは議論いろいろあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

○相澤委員

85 ページ、妊婦一般健康診査、これも同じく行政の評価の方を見ますと、37 ページです。これは根本委員からもお話あったように、先取りしても、英断でもって実行していただくこと、非常にありがとうございます。恐らくこれから子供を産み育てる方は喜んでいると思います。

ここでちょっと、小さいことで恐縮ですけれども、37 ページの、いわゆる手段というところにもちょっと書いてあるのですが、「県外での受診分について補助金を支給する」ということが書いてありますが、これをもらう場合は申請する方法なのですか。それだけちょっとお聞きしたいのですけれども。

○岡田健康課長

これは里帰りをなさる方に対しての助成制度なのですけれども、実際、まず最初は一時払いといいますか、立てかえていただきまして、償還払いの形で対応するというふうなことでございます。

○相澤委員

次、87 ページ、同じく行政評価では 40 ページになります。育児支援家庭訪問、これは補正予算でもお聞きしましたけれども、補正予算で目標以上の成果が出たので、追加補正しましたね。今度の予定の中にもそれが、もうちょっと目標を上げてもいいのでは、実際担当している方は大変だと思いますけれども、私はこれは非常に、まさに多賀城ならではの優しい子育て事業だと思うのです。ですから、御苦労でもうちょっと上げるべきではないかと思うのですけれどもいかがでしょう。

○岡田健康課長

委員おっしゃるとおりでございます。ですけれども、前年度の実績というのを踏まえまして、一応計画としては上げさせていただいております。もしかすると実績は上がるかもしれません。

○相澤委員

御苦労でも頑張ってくださいと思います。私は、多賀城というのは、近隣に比べて若者も比較的多いですし、自衛隊さんとか工場もありまして、いわゆる子育ての方が来るところでございますので、これが私は多賀城の売りだと思うのです。御苦労ですけれどもぜひよろしく願います。

次に、97 ページ、同じく指標では 122 ページです。環境教育です。この行政評価の方に、数字が平成 20 年度 75、それであと正規人件費が 20 年度が 80、それで 21 年度が 2,400 と、急激な数字が膨らんでいるのですが、その辺の説明をお願いします。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

正職員人工数の 0.01 から 0.3 にポイントが上がっているということでございます。

○相澤委員

いや、私が聞いたのは、その上の数字でございまして、平成 20 年度 80 が、21 年度が 2,400 と急激に膨らんでいるこの数字の変化を聞いているのです。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

新年度でございますけれども、新しい事業としまして、職員が着ぐるみなどを着まして、ごみの分別などについて、保育所とか小学校などを、その相手の程度に合わせましてお話をして歩くということで、人件費が、職員が出る分もありますので、ふえているということでございます。

○相澤委員

非常に前向きだと思います。御苦労さんですけれどもよろしくお願いします。

○昌浦委員

資料 6 の 83 ページなのですけれども、食生活改善地区組織活動助成事業に要する経費 36 万円ということなのですけれども、ちょっとこの栄養士さんの報酬が、この組織活動の助成であるので、この辺、具体的にはどういう内容の事業なのか、詳細にちょっと教えていただきます。

○岡田健康課長

この助成につきましては、食生活改善推進員に対しての助成金でございます。

○昌浦委員

まず、食生活改善推進員、これは地区組織だと思うのです。それで地区組織があって、そこにこの栄養士さんが出向かれるのかというふうに、漠然と考えておるのですけれども、そういうことなのでしょうか。

○岡田健康課長

要請に応じまして出向くこともありますし、あとは食生活改善推進協議会の方で独自の事業を行うこともございます。

○昌浦委員

地区組織というのはどのくらいあるのでしょうか。そして、金額的に 36 万円というのは、ちょっとこれは随分少ないなという感じがしないわけではないのです。

と申しますのも、食育基本法というのが制定されましたね。食育というものの、私どもも鋭意いろいろと一般質問、その他このように質疑等をさせていただいて、食育というものを頑張してほしいという願いを込めて、いろいろ質問させていただいているのですけれども、学校教育においてはかなり食育というものの理解が進んでおるのですけれども、では、と

ということで、地域といいますか、大人と言った方がわかりやすい表現でしょうか、その辺に関する食育の普及というのは、いろいろ市役所でも取り組んでおられることは存じ上げておるのですが、一番基礎的な、市民が市民による食育活動というのはここだと思うのです。

そこで、この団体が何地区なので、地区にどのくらいの団体数があって、それにどのくらいの助成金が出ているかというのを、その辺どうなのでしょう。

○岡田健康課長

現在、地区活動を行っている地区といいますのは、11地区でございます。

○昌浦委員

ちょっと済みません。それで11地区には助成あるのですか。

○岡田健康課長

この助成金を一括でその協議会の方にお渡しをする形で、あとはその会にお任せをしているような状況でございます。

○昌浦委員

それでは、私の言葉が足りないのでしょうか、11地区の推進員の組織が集まって協議会というのをおつくりになっているということですか。それに対してこの36万円という、すべてではないにしても、その金額が割り当てられているというか、協議会に一括して9万5,000円が補助金として出ているということですね。そういうことでよろしいのかどうか。

○岡田健康課長

食生活改善推進協議会といいますのは、市の方で食生活改善推進員のための養成講座を行いまして、一定のカリキュラムを修了した方に修了証を差し上げて、食生活改善推進協議会に加入を、あくまでも自主的なものでございますけれども、加入をしていただくというふうなことになってございます。

その中で、その協議会に対しての助成なのですけれども、そこに加入している方で、11地区の方が、現在地区で活動しているというふうなことでございます。

○昌浦委員

わかりました。私の住まいするところでも頑張ってらっしゃるようなのですけれども、日中なのです、非常に残念なのです。できれば土・日あたりに、男性軍もエプロンをつけて、一緒に勉強するなどという機会も、どうか協議会の方にその辺あたりも、担当主管課の方から、そういう話もあるのだということだけお伝えいただきたいと思います。

そして、食育推進のためにも、鋭意、この団体は行政もバックアップして、これからも規模拡大に向けて頑張っていたいただきたいと思いますところでございます。

次に、85ページでございます。私も過去に一般質問で、妊婦健診14回、させていただいたものがあるものですから、一言だけ、先ほどの相澤委員と重複して恐縮なのですが、確認をさせていただきたいと思います。里帰り妊婦ですが、償還払いということですね。当市の金額と、里帰りした方で金額の差異があった場合は、そういうのはあり得るのかどうかというのでしょうか。逆ですか。多賀城市に來た人の助成ですか、それとも行った人の助成ですか。まずそこからです。

それで、差異があったならば、本市の基準でお支払いをします。そして差額は、申しわけないけれども、その人の負担だということで理解してよろしいのでしょうか。

○岡田健康課長

あくまでもこの制度は多賀城市民が対象でございますので、多賀城市民が他県に行った場合のことでございます。

それから、その金額でございますけれども、宮城県の医師会と協議している金額でございますけれども、その金額が限度額になってございますので、その差額は個人負担になります。

○昌浦委員

そのようなことをする一般質問で述べていますので、そういう理解でいいのかと思ったのですが、確認のために、平成 21 年度から頑張っていたかと思えます。

同じく資料 6 の 119 ページ、ここには観光に関するいろいろなものがあるのですが、まずもって、ここでは二つの質問をさせていただきたいと思えます。

仙台・松島地区観光協議会でしたか、これが何かなくなったようなお話だったのですが、どのような理由でなくなったのかというのが 1 点でございます。

2 点目、ここに仙台・宮城観光キャンペーン（ポスト DC）負担金 40 万円という予定があるわけでございます。これは、ポストというくらいですから、去年やったので、また 1 年後にやられるのだろうという想定はつくのです。いかなる理由、いかなる時期にとこのをちょっと詳細にお願いしたいと思えます。

○高倉商工観光課長

まず 1 点目の、宮城県観光協議会が仙台・松島の協議会がなくなった理由ということなのですが、現在、観光関係の協議会は非常にさまざまございまして、相当数あります。その destination キャンペーンが昨年行われて、ことし本番を迎えて、それぞれの自治体はそのキャンペーンに参加したわけなのですが、同じ目的で、同じような会がたくさんあるということに気がつきまして、これはやはり、同じような目的で、過去に立ち上げたものについては、統合するものは統合したらどうでしょうかというようなことが、協議会の中で昨年話題になりまして、加盟する市町村で協議をいたしました。

その結果、実は、今、委員御質問の、今度つくるポスト DC と絡んでくるのですが、そういう新たに立ち上げるものと、性格的に非常に類似しているし、むしろ今後のことを考えると、来年度立ち上げるポスト DC にその役割を担ったらどうだろうかというふうな形でまとまりました。

したがって、今月の末ごろになります。解散というふうな形で決定したというふうなことでございます。

これは、私は、観光行政をやってみて、そういう同じような団体が非常に多いというふうなことも、やはり気がついておりまして、どちらかという積極的に廃止を唱えた方なのですが、そういう形でまとまったというふうなことでございます。

もう一つの方の、ポスト DC の関係につきましては、委員おっしゃるように、今年度、destination キャンペーンをやって、その成果が非常に上がったと。風評被害といいますが、9 月に突然襲われた地震で相当な打撃があったのです。これは県北の方の自治体の話

を聞きますと、やはり周辺の宿泊地などは相当な打撃を受けていた。しかしながら、結果的には改善をして、1年間の集計をとると、相当なやはり観光客が宮城県においでいただいたというふうなことは、これはやはりデスティネーションキャンペーンの大きな成果であろうというふうなことの総括がありまして、この観光の取り組みを DC で終わることなく、今後につなげていこうというふうな形で考えられました。

したがって、今月のたしか 23 日ごろですが、DC の解散総会と、新たにポスト DC の設立総会を計画されておるといふことでございますので、引き続き宮城県の観光を全国に PR する機会を今後も持つというふうな形で、ポスト DC が計画されております。期間は 10 月から 12 月というふうに伝えられております。

○昌浦委員

わかりました。仙台・松島、多賀城も塩竈も含めて、極めて小さいエリアの協議会だったのです。そして、年 1 回、必ず東京とか名古屋とか、場合によっては大阪とか、いわゆる大都市にキャンペーンを行って、松島とか七ヶ浜のノリを持って行って、駅前で配ったりとか、多賀城からは多賀城太鼓が参加していただいたり、過去にはそういう歴史があったのです。私もそれにちょっとだけでも参画させていただいた経緯があったものですから。

いろいろな協議会がいっぱいあるので、それを統合しようというのは、この今の時流には合ったことだと思いますので、そういう理由で解散だということに理解させていただきました。

それから、やはりポスト DC なのですが、昨年と同じ 10 月から 12 月ということで、解散並びに設立ということで、ずうっと続けてやっていると、これはいいのではないかと思うのです。一度きりではなくて、やはりやった限りは、それをずうっと引き継いでいくということが必要ではないかと思うので、これはいい施策ではないかと思っています。

そこでなのですが、ポスト DC に甘えることなく、本市独自に、今回ポスト DC をやって気がついたこと、というのは大変語弊のある言葉でございますが、この辺をやったら観光客誘客できるのではないかなどということ、平成 21 年度、どういうふうに展開されていくお考えなのか、あればそれをお答えいただきたいと思います。

○高倉商工観光課長

大変大きなお話だと思いますが、正直言いまして、多賀城市としてその観光がなじむのかどうかというふうなことについては、私もこの期間に相当考えてみました。観光資源として、例えば特別史跡だとか、あるいは多賀城碑とか、あるいは名勝地、それから、例えばですけれども文化センターとか、そういう多賀城市内に特徴的なものを、これを観光資源としてなり得るといふふうに考えております。

したがって、ほかにはない多賀城のよさをどんどん PR することが、多賀城市の観光にとって大変大事なことであろうと。したがって、そういうベースがあるものですから、それに、それではその観光客を、それにプラスして何で呼ぶかというふうなことなのです。

今、一つ考えて、実際に動いているのですが、商工会が中心となったブランド、要するに料理、食の文化、あるいは食から観光客を呼び込もうというそういう動き。その動きが、実は農・商・工連携の中で、連携をしようというふうな動きに今なってきております。

私は、これは非常にいい動きだといふふうに思っているのですが、要するに、生産者とそれを題材にして料理をする人、それから商品を、それを食べに来る人という、その三者の関係を、やはりこれから開発していくと。

そのためには、市内の農・商にかかわっている人たちが中心になって、その展開をしていくという方向は、やはり観光行政にとって大変大事であろうと思いますので、基本的には、役所が観光を一生懸命になって進めることではなくて、やはり地域に住んでいる方々、あるいは地域でそういう活動をされている方々が、喜んで生産活動、あるいは消費活動に参加できるような、そういうシステムをつくっていくことではないかというふうに考えております。

○昌浦委員

わかりました。そのようなしっかりとした、平成 21 年度の観光にいろいろなお考えができていたということを確認させていただきました。

一つつけ加えさせていただいて恐縮なのですが、先ほど文化センターもという、観光資源の一つだということですから、ぜひとも、ミュージックと言ったらいいのでしょうか、大ホールとか小ホールを活用したのもそこに入れてほしいのです。そうでないと、ネーミングライツがおくれますので。その辺よろしくお願いします。（「答弁よろしいですか」の声あり）はい。

○米澤委員

私の方からは、93 ページの、健康診査に要する経費と、それから 117 ページの、末の松山駐車場施設の清掃業務委託料に関してお尋ねいたします。

健康診査に要する経費の中で、今の健康診断の中で乳がんに関してなのですけれども、1980 年、アメリカで市民運動から起こって、盛んになって、そこから受診率が上がり、そして死亡率も下がったというのが、そこから来て、日本に始まって、そして日本に来て、約ここ二、三年なのですね。全国的にこれが認知度が上がったというのが。

私が今ここにやっていますブローチが、これがシンボルマーク・ピンクリボンということで、早期発見・早期診断・早期治療ということで、命の大切さを訴えているシンボルマークなのです。

その件で、一番私も気になるのが、認知度は高くなったものの、では受診率はどうなのだろうということが気になります。本市のその辺の、そして、あと死亡率を伺いたと思います。

それと、末の松山の方の駐車場の清掃の委託料に関しては、ここは昨年に比べて減額になっています。どちらに委託されているのか、その減額された理由について、ちょっとあわせて伺いたと思います。よろしく願いいたします。

○岡田健康課長

それではお答え申し上げます。

乳がん検診の受診率でございます。平成 19 年は 35.9%で、今年度が 37.5%ということで、若干ふえてございます。多賀城市の受診状況につきましてはそういうことでございます。

あと、乳がんの死亡率ということでございましたけれども、乳がんは悪性新生物ということで、がんとか肉腫のものを総称するのですけれども、その悪性新生物というのが一番全国も、それから多賀城でも一番多い、死因の今 1 位になっているのですけれども、その悪性新生物の中の乳がんの占める率ということで、紹介させていただきたいと思うのですけれども、乳がんでは平成 18 年度、一番これが新しい統計なのですけれども、4 人乳がん

亡くなっております。これは全体の悪性新生物に占める割合の 3.3%というふうなことになるでございます。

○高倉商工観光課長

末の松山の駐車場の関係につきましては、以前、竹谷委員の方から、一昨年でしたか、市内の公衆トイレの関係でいろいろお話をいただきました。その後、商工観光課として所管している末の松山の公衆トイレについて見直しをいたしました。それで、一昨年までは市内の業者に普通どおり委託をしておったのですが、これはやはり何のためにつくったかといいますと、末の松山と沖の石の名勝地を訪ねてくる人の利便性を上げるために、あそこに駐車場とトイレをつくったわけでございます。

したがって、あの道路に面している地域の方々、あるいは広くお住まいの地域の方々と、何か協働した管理運営ができないだろうかというふうなことで、これは地域の方に実は投げかけてみたのですが、「一緒にやってみませんか」というふうなことで、周辺の地区の方とお話し合いをいたしましたら、地区全体としてはとても受けられないというふうな返事ございましたので、半ば断念しかけたのですが、市長が常々言っているその市民との協働事業というふうな、そういう観点からすると、あそこにある一定の広場といいますか、駐車場も地域の方々の利用に供することもできるのではないかと。したがって、それを一緒にやることによって、行政と市民、地域との協働というふうなことも念頭に置いて、粘り強く地域のことをお話をしたわけなのですが、その地域の中に団体ができました。新しくその団体ができたものですから、その団体の方々と、「団体活動の中で、これを活動の原資としても利用できるかもしれないので、検討してみてくださいませんか」という話をいたしました。

末の松山の業務の大きな目的は、トイレの清掃と、それからもう一つ、あそこの駐車場の入り口のかぎの開閉なのです。それはやはり地域の方々の防犯の問題、防災の問題が最初から言われておまして、それを前提として契約をしたというふうなこともありますので、そういう活動ができるかどうかというようなことでお話をしましたら、「やりましょう」というふうなお話になりました。昨年9月からその団体の方に委託をしております。

したがって、今は、あそこのトイレの清掃管理については、市民と協働というふうな観点で、商工観光課としてはしばらく継続していきたいというふう考えております。

○米澤委員

ありがとうございます。

乳がんに関しては、やはりこれは残念ながら予防法というのがないのだそうです。それで今、20人に1人の割合で女性が病気にかかっているということで、これだけ認知度が高くても、やはり受診率が低い、でも多賀城市の場合は高いということで、うれしいなと思います。

私も昨年は受診してまいりました。やはりこれだけは人に言えない悩みというのがやはりあります。そうすれば、やはり自分から率先してやることによって、皆さんにも伝えることができるなと思ひまして、リボンを抱えながら私もやっているわけなのですが、それで、やはり昨年はちょうど婦人会の方々と一緒にコラボで、映画なども上映、文化センターの方でありました。ことしも松雪泰子さんが主役の乳がんに対するその映画もあります。そして、4月からまた、これは実際にあったお話の中で映画化されています。若年層の方の映画なのです。やはりそれだけ今、女性にとってはなかなか治りがたい部分でありますこの

病気だけは、まだまだ耳に届かない方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういった意味では、ぜひそういったことを率先してやっていただきたいと思います。

そして、清掃の委託に関してなのですが、そういった経緯があったということで、本当に地域との協働というのは本当にありがたいのですが、今、雇用の問題いろいろ揺れています。そして中では、特に授産施設の人たちもなかなかグループホームに入っている、そして二十歳以上ですと終身年金をいただいている、生活に余裕がありません。その上で、きちんとした形での雇用の就労があるととても助かると思うのですが、そういった意味で、自立の場として、そういった方々に提供して、場所、一緒にはいかがでしょうか。その辺ちょっと一言お願いしたいと思います。

○高倉商工観光課長

そういう、今、雇用の関係とか、今問題になっていることからいいますと、そういうことも十分わかるのでございますが、先ほども言いましたように、私どもとしては、今のところはその市民との協働の事業として、もうしばらくといたしますか、まだ丸1年たっていないというふうなこともありますし、しばらく今のよう形で、その地域の方々と一緒にああいう施設を維持していつてみたいというふうに考えておりますので、今のところはそこまで回答させていただきたいと思います。

○米澤委員

では、時期が参りましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○藤原委員

資料6の103ページの、シルバー人材センターと高校新卒者の就業支援と、105ページの農業委員会と、117ページの工業団地化。それで、最初の二つは簡単にちょっと。

それで、シルバー人材センターなのですが、シルバーワークは第3款で出てきたのですね。それでシルバー人材センターに要する経費は5款で出てくるのですけれども、これはどう考えればいいのですか。私は、これまでのこの趣旨説明をずっと受けていると、シルバー人材センターはいわゆる労働費ではないのではないかと。やはり3款なのではないかという感じがするのですが、財政部局ではこれについてはどういう整理をされているのかというのが1点です。

それから、同じ103ページで、高校新卒者の就業支援ですが、説明会のときに、なぜ2市3町に限定しなければいけないのだと。例えば仙台に通っている子もいるのだと、そういう子についても親から相談もあったのだという話をしたのですが、その点についての見直しはその後どうかと、依然として方針は変わっていないかどうかという問題についてお答えください。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、シルバー人材センターに要する経費、これが5款の労働費にあるという部分でございますが、このシルバー人材センターそのものが、前の国の組織で申しますと労働省所管の事業でございました。そういう経緯から、従来から5款労働費に計上しておりますし、今でも労働行政の一部だという認識でございます。

また、今回新たに計上させていただきましたシルバーワークプラザ、これにつきましては、説明にもありましたとおり、老人福祉センターの位置づけでの施設ということでございますので、3款民生費に計上させていただいているということでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

さきの説明会で、新卒高校生の特例採用の件で説明してございますが、それを受けまして、2月13日に、2市3町の高校、6校でございますが、人事の担当者が各高校を回って、就職担当の先生と、いろいろ本市の今回のその取り組みにつきまして説明をしております。

その結果を受けまして、きょう現在でございますが、申し込み者が3名でございます。多賀城高校から1名、それから貞山高校から1名、それから松島高校から1名ということで、たまたま今回、予算上は6名を見てございますので、先ほど委員から提言ございましたその辺も視野に入れながら、2市3町の高校に限定をしないで、市内に在住者の県内の高校生の採用に向けて、今内部で検討している状況でございます。

○藤原委員

そうすると、シルバー人材センターは全国的にもここで扱っているということになるのですね。

それから、高校はその方向でやっていただきたいと思います。

次、105ページの、農業委員会の件ですが、農振地域等を解除するときに、農振地域、農振地域と言っているのですけれども、農業振興地域なののでしょうか、それを解除するときに、どういう手続になるのかということ、概要をちょっとかいつまんで言ってほしいのですが、だれが発議というか言い出して、多分多賀城市の農業委員会も当然入ると思うのですが、県はどういうふうにかかわるのか、それから農政局はどういうふうにかかわるのかということなのですが。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

今回の例で申しますと、工業団地化ということで、市でいろいろこれから計画煮詰めていくわけですけれども、農振地域の網を外すに当たっては、県であったり、あと、最終的には農政局の方で判断するわけでございますけれども、農政課としましては、そういういろいろ手続につきまして、その状況によって、手段を踏まえて、農振地域の網を外すというふうな形になろうかと認識しております。

○藤原委員

市も県も、それから国の機関である農政局も全部かかわってくるということですね。わかりました。

それから、ことしの政府の農業予算の特徴についてお尋ねしたいのですけれども、聞くところによると、水田等有効活用自給力強化向上総合対策ということで、2,889億円が計上されていると。新しく水田等有効活用促進対策で494億円、耕作放棄地等再生利用緊急対策230億円、この新しい事業だけで724億円計上されたということなのですが、これはどういう事業なのかというのは、上の方から何か示されておりますか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

例えば、農漁村活性化交付金というものがございまして、例えば今話題になっております、一つ例を挙げますと、米粉製粉による製品化ですか、そういったことで、例えば全国に今米粉製粉に関する事業と申しますか、全国で7カ所ございます。その7カ所と申しますのは、参考までに、秋田県潟上市というところ、それから新潟県胎内市、それから石川県の金沢市、滋賀県の東大江市、それから徳島県の小松島市、それから熊本県ということで、

この市につきましては、いずれも生産調整のあの転作部分に米粉を作付しまして、製粉会社が存在してございます。

一つのそのルートがありまして、その製粉会社で製品化をしまして、例えば量販店であるとか、あるいは地元の菓子メーカーであるとか、そういったものと契約を結びまして、製品化して、その製品を販売していると。そういったことによって助成金が来ているということの取り組みでございます。

多賀城市ではどうなのかということなのですが、これから農政課だけではできなくて、そういう組織づくりにつきまして、実は秋田県の潟上市の方に、今度、農業委員会の視察研修で、議会が終わりました3月12日、13日と、その米粉製粉の取り組んでいる秋田県の潟上市、そちらの方に行って、ちょっと多賀城において取り組めるものなのかどうか勉強してきたいというふうに考えております。

○藤原委員

私がお聞きしたのは、新規事業で、水田等有効活用促進対策と、それから耕作放棄地等再生利用緊急対策について伺ったのです。資料がなければいいですし、あったら説明をお願いします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

済みません。今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○藤原委員

では、ちょっと信用して聞いてください。水田等有効活用促進対策というのは、減反になっているところで、大豆とか飼料とか、米粉とか、飼料用の米とか、そういうものをつかった場合にいろいろ援助するというものです。これで農水省は10万ヘクタールの生産拡大ができるというふうに想定している。

つまり、自給率が40%まで落ちて、農水省はいよいよ今年度から自給率を引き上げるための事業を、今本格的に始めようとしているのです。それが一つは水田等有効活用促進対策というものなのです。

それから、もう一つ、耕作放棄地等再生利用緊急対策というのは、これは230億円なのですが、何をやるようとしているかということ、耕作放棄地を受け取って、障害物の除去、要するに何年も休んでいると木も出てきます。ですからそういう障害物を除去して、深く耕して、そして整地する場合に、その荒廃の程度に応じて10アール当たり3万円とか5万円とかを補助するというものです。それから、その土壤改良にも補助するというものです。

そうやって、これまで田んぼをつくれなかったところも含めて、田んぼをつくっていなかったことも含めて、耕作放棄された土地も含めて、そういう補助をやって、今、自給率を高めようとしているのです。農水省は。

その事業によってどれだけ耕作放棄地を水田化しようとしているのかといいますと、38万4,000ヘクタール、今まで荒地になっていたところを、もう一度田んぼに戻そうというそういう事業をやるようとしているのです、農水省は。

そうすると、私、一般質問の中でも、輸出依存の日本の経済政策は行き詰まったのだと。だから内需拡大にしなければいけないのだと。内需拡大とは何かと、それは雇用の確保であり、社会保障の充実であり、それから中小企業や農業の再生なのだという話をしたのですけれども、農水省もいよいよこういう方向で力を入れようとしていますね。

そうなってくると、私は、農政局はこういう立場で接していますから、なかなか難しい問題が出るのではないかというふうに思っているのです。今の多賀城がやろうとしていることとの関係で言うと、その辺については、農政の担当課としてはどういう見解を持っているのでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

実は、多賀城市内には、その耕作放棄地、自衛隊と多賀城高校の間に約 2.4 ヘクタールほどあるというふうに私は認識しております。

その放棄地につきまして、委員が今おっしゃるように、何か取り組みをして、補助を受けられないのかというふうなことも考えております。

それで、この放棄地関係につきましては国の政策、平成 20 年度から打ち出しまして、多賀城で果たしてそれができるものなのかどうか、今後農業委員会なり、それから農業振興協議会であったり、おのおの関係機関と協議しながら考えていきたいというふうに思います。

○藤原委員

私の質問とちょっとずれているのですが、要するに、その荒地をそうやって補助金を出してまで、一方で水田に戻そうという動きを政府がやっているときに、そのいい米がとれているところをつぶす話を農政局がそんなに簡単にオーケーを出すのかどうかという問題があるのではないかという提起をしたのです。

その休耕田というか放棄地を、耕作を放棄している土地を、この事業を使ってやるのはそれは当然です。それは大いにやってもらいたいと思います。

同時に、そういう問題もあるのではないかと。ですから、進めるに当たっては、この問題は十分念頭に置いてやる必要があるのではないかということなのです。どうですか。

○坂内市民経済部長

確かに委員がおっしゃられるようなこともなきにしもあらずということで、現在、国の方ではそのような政策をやっております。

実際の多賀城市の方を見てみた場合に、先ほど佐藤委員からもございましたが、水田関係ですが、市長公室からもお話しありましたとおり、これは全市挙げてやっていくのだということです。多賀城市におけるその地域のどの辺の水田が、一番周りの水田にも影響がなくて、南の方ということで、一本柳を指定していると。

それで、今の委員の質問は、国の政策で、そういう全然利用されていない農地を、これからそのように利用していくのだという政府の考え方と、今回の市の方の進め方というのが問題ではないかというようなお話だと思うのですが、その前にも、国の方の施策と実際に農家の方がやっている施策の中で、とにかく、現在多賀城市の農業については、所得といいますが、農地から上がる所得、これを改善していくということで、認定農業者の方も一応目標を立てて進めてやっていっていると。そして農地の集約、それから保有から利用と、そのような覚悟で進めている中でございますので、委員とはまた別に、私の意見もございまして、その辺だけは言っておきたいと思います。

○藤原委員

市長は断固やるという姿勢をとっていますから、これはなかなか平行線だと思うのですが、そういう農水省の方針もあるのだと、そういうふうに予算化されていると。ですから農政局はかなり厳しい態度で接すると思いますよと、念頭に入れておいた方がいいですという話です。

それで、最後、そこまで行く前に、工業団地化の話になってしまいましたが、117ページの工業団地化の問題です。これは、オーダーメイド方式でやりたいと。だから歯どめはかけられていると。要するに、無制限な支出をやって、ああ来なかったということにはならないのだということは、私も理解をしています。

それから、しかし、今の経済情勢からすると、平成24年までに、出てきたいという企業を見つけるのは、これはなかなか難しいだろうというのが私の判断です。

そういう意味で、歯どめをかけられているといっても、一般財源で下水道の見直し調査を含めると、1億3,200万円、一般財源を丸々出すわけです。そういう点で、この一般財源丸々その1億3,200万円を、今の時期に支出するのがどうなのだろうかという疑問を私どもは持っているということです。

それで、その100年に1度の危機というのであれば、やはり100年に1度の危機にふさわしいような住民支援策をやるのが先決だろうというのが、私の意見でありまして、これは討論で触れますので、討論もよく聞いていただければと思います。

それで、私、今幾つか指摘したいのは、皆さん方の言葉遣いなのです。賛成か反対かは別にして、私は非常に誇張があると思っています。誇張というのは、大げさに物を言っているのではないかという気がするのです。

例えば、11月11日に、説明資料の中で、「このままでは多賀城は持続したまちはなり得ない」というのがありました。持続したまちはなり得ないということは、自立できないということですから、破綻するというようなことと同じです。それを指摘したら、副市長は、「いや、そうは思っていないのだ」というふうに答えました。ですから、私は、せいぜい、より活力ある多賀城を目指してやるのだということだと思うのです。正確に言えば。

それから、この間、八幡一本柳の地権者のアンケートのときの最初の言葉、「喫緊の課題」と言っているのです。「喫緊の課題」。喫緊とは何かと、差し迫った緊急課題なのです。差し迫った緊急課題と言ったら、何が何でも今やるのだということです。ですから、このままでは多賀城が滅びてしまう。それから喫緊の課題だとかと言ったら、何が何でも突っ込む気だと思うのは、みんなそう感じますよ。

ですから、私は、多賀城がこのままでは破滅するのではなくて、「より活力ある社会を目指すのだ」ぐらいに、正確に言った方がいいだろうと。

それから、喫緊では、皆さん方は、来なかつたらやめるのでしょ。来なかつたらやめることを喫緊と言うのかと、国語的な意味で。戦略だつたらわかります。「戦略的な課題」と。戦略だつたら、ある局面、引くときもあるのです、それは。戦争用語らしいのですが、戦略とか戦術というのは。ですから、その戦略的な、賛成・反対は別にして、戦略的な課題というぐらいでしたらわかりますけれども、喫緊とは、ちょっと私はおかしいと思います。

その辺、賛成・反対別にして、正確に使っていかないと、例えば、逆の意味で、農家の人たちから、「何だ」と、「あなた喫緊と言っていたではないか。なぜ途中でやめるのだ」という話になると私は思いますよ。

そういう意味で、賛成・反対別にして、私はより正確に言葉遣いを使った方がいいだろうというふうに思っているのですが、どなたでも、ふさわしい方、回答をお願いします。

○鈴木副市長

今、御質問の中に私の名前も出てまいりましたので、お答えしたいと思います。

とらえ方のお話をちょっとさせていただきたいと思いますが、以前から、財政課長をしていた当時から、藤原委員からは、持続可能な予算運営というのは、「入るをはかりて出ざるを制する」というのは、何度か話をいただきました。財政の健全化を図るために、一般的には歳出をどんどん、どんどん縮めてきたわけですが、もうそれも今の多賀城市にあっては非常に限界まで来ている。そうすると、次に健全な財政を守るためにはどうするかということになると、入るをはかるということになってくるわけです。

その一環として、工業団地も造成しようということのお話をしていますので、その辺はひとつ御理解をいただきたいということと、あと、それから、ちょっと関連しますからいろいろなお話をしますけれども、先ほど金野委員からもお話がありましたけれども、交付税をもとに戻してもらおうということを行うことが大事ではないかというお話がありましたけれども、まあこれほど交付税の制度がいろいろ揺らいで動いてきているときに、これからずっと交付税制度がこのまま、私たちが、我々が身をゆだねていけるという安心感を持っていける制度と思われるかどうかということなのです。それは、もちろん続いていってもらわなければならないですけれども、一方では自助努力、自分たちでできるものはできる、そういう姿勢も大事ではないかという気がいたします。

それから、農地の関係でございますけれども、これは日本全体のマクロとして見れば、それは当然そういうことが言えると思いますけれども、ではしからば、日本のその食糧政策の中で、多賀城にあって、あの面積はどうなのかということは、また別の視点で、別の次元でまた判断すべき問題だと思っております。

そういったこともいろいろ、職員たちの思いもあって、今御指摘の言葉の表現については、熱い思いがつつい出たということとございまして、これからは適切な表現に留意してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○藤原委員

前置きがいろいろありましたけれども、結論的には、用語のことでは、適切な形で使いたいということだったと思うのです。

交付税について、当てにならないような話があったのですけれども、確かにころころ、ころころ変えられてきて、財政担当もそれなりにしていたので、長かったですし、そういう思いはあるかもしれません。

ただ、この間、私が言ったのは、その平成16年からの三位一体改革の中で、政府・与党がごっそりと交付税を減らしたわけですが、それに対して、選挙でああいう結果も出て、全国の自治体が大変だという悲鳴を上げているわけです。

そういう中で、総務大臣がああいう見解を出しているのです。そういうときに、交付税は当てにならないのだというような発言は、私はやはり副市長の立場としてはいかがなものかと思うのです。やはり、総務大臣が答えたとおりぜひやってくれという立場で、政府にも物を言うし、それから役所の中でもそういう立場で振る舞わないと、私はちょっとそれはおかしいのではないかと思うのですけれどもどうですか。最後にそのことだけ。

○鈴木副市長

これは藤原委員おっしゃるとおり、交付税制度がそれこそ、できれば三位一体の改革が始まる以前の水準に戻ってもらって、そうすれば、試算どおり年間 8 億円ぐらいずつ一般的な歳入がふえるわけですから、そうすればいろいろな行政サービス、市民へのサービス提供もできるだろうという思いは同じでございます。

それで、先ほど私が申し上げたのは、交付税制度が当てにならない、あるいはなくなるということではなくて、いろいろな国の方の財政状況によって、交付税制度が今の制度のままずっと維持されるかどうかというのは、これは保障できない話だろうと思うのです。

そういった中で、多少の将来的に交付税制度の揺らぎがあったとしても、我々自身としてできるものはできる、そういう姿勢も大事ではないかということを含めてお話をしたわけでございます。交付税制度が当てにならないとか、要らないとか、そういうことは全然ございませんので、御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

あとは討論で言いますから。

ただ、では企業進出に頼って大丈夫なのかと、それはそれでやはり私はそれなりにリスクあると思うのです。それはトヨタを見てもどこを見ても大変なのですから。私はあっちが大変だから、こっちに賭けるのだというような発想はやめた方がいいと、それはそれで、交付税は交付税で戻してもらうために頑張ると。企業はより活力を高めるためにやるのであって、それをやれば、交付税を当てにしなくてもいいような話は、やはりやめた方がいいだろうと。あとは討論でやりますから。もう答えなくていいです。

○森委員長

ただいまより休憩に入ります。再開は 20 分といたします。

午後 4 時 06 分 休憩

午後 4 時 21 分 開議

○森委員長

定刻でございます。再開をしたいと思います。

質疑に入る前に、竹谷委員の申し出によりまして、道路公園課より資料の提出がされてございます。説明もございますのでよろしくどうぞお願いいたします。

○佐藤道路公園課長

それでは、「まちづくり交付金事業・国費計算書」に基づきまして、ちょっと御説明いたします。

平成 21 年度予算で、右側の留ヶ谷線とそれから高崎大代線外 1 線を、今回、21 年度予算で計上させていただきました。それで、この留ヶ谷線につきましては、事業費が 2,610 万円で、それで国費が 800 万円、これが充当率でいいますと 30.65%でございます。

それで、通常の 40%の国費充当率と、一番下の欄にある 1,044 万円まで、本来から言えば国費充当ができるのですけれども、今回の場合は 30.65%で、800 万円と 1,044 万円

の差額 244万円ほど少なく計上させていただきました。その理由は後で述べますけれども、次、高崎大代線外 1 線、これは事業費が 5,000 万円でございます。それで、これも通常国費ですと 40%で 2,000 万円まで通常ですとなるのですが、今回は 14.8%の充当率で、国費が 740 万円ということで、通常国費の金額に比べますと 1,260 万円ほど少なくなっていると。

なぜかといいますと、戻りまして、今度平成 19 年度の方にいきます。19 年度、20 年度の事業でちょっと食っている部分がございます。それで、19 年度、水の入線 (JR 委託) ということになっていますが、これは高平踏切の拡幅工事を行いました。それで事業費がこの場合 1 億 3,390 万円ということで、財源の内訳が、国費が 5,600 万円ほど充当しました。これが 40%の充当よりも少し多くて 41.82%、ですから、通常国費ですと 5,356 万円の国費なのですが、244 万円ほど余計ここで充当しているのです。ですから、この水の入線の工事のところを、21 年度の留ヶ谷線の方で調整したということになります。

それから、20 年度、事業名で言いますと志引団地十三号線外 2 線、これは 12 月の補正で、清水沢多賀城線の工事を 20 年度に工事をやっているのですが、その引き続きということで、補正をお願いしている部分でございます。これが事業費が 7,200 万円でございます、これが国費がこの 7,200 万円に対して 4,140 万円ほど充当しました。これは 40%の国費でなくて 57.5%の国費を充当させてもらいまして、これで通常国費の 2,880 万円に対して 1,260 万円ほど余分に充当しております。ですから、この 1,260 万円の分を 21 年度の高崎大代線外 1 線で調節してもらったということでございます。

それで、全体の事業をずうっと、一番右側の方にいきますと、合計で 2 億 8,200 万円ということでございますが、この財源内訳、国費が 1 億 1,280 万円、パーセントでいいますとちょうど 40%になっていきます。

それで、このまちづくり交付金事業というのは、平成 18 年度から 22 年度まで 5 力年計画で、今、事業を展開しております。それでうちの方の街路事業なり、あるいは公園事業なり、あるいは区画整理事業なりを、今、まちづくり交付金事業でやっている事業でございます。

○森委員長

竹谷委員、よろしいでしょうか。

○竹谷委員

内容はわかりました。

そうであるとするならば、済みませんが、平成 20 年度のこの間の補正、第 1 回補正、このときにこういう措置をしておかなければいけないですね。ここでまたまちづくり交付金、高崎大代線外 1 線、清水沢多賀城線、ここでは 40%で計上しているのですね。ですから私聞いたのです。どうもわからないので。ここではそういう計上の仕方をしている。であれば、ここで、こういう精査をするなら、この当初予算でやるのではなく、補正の中で同じ項目があるわけですから、高崎大代線、同じ項目であるわけですから、補正は幾らですか。この間示したのですね。これはまあ時間をかけてもしょうがないのですけれども、補正 (第 5 号) あたりでやはり整理して、当初予算でこういうようなやり方をしない方がいいのではないかとこのように思います。

それで、今後こういうものがあるとするれば、できれば、補正で調整できるのであれば補正で調整して、本予算では 40%なら 40%にきちんとなるようにした方がよろしいのではないかと思います。これは何か言いたいことがあれば、どうぞ答弁してください。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

わかりました。あの12月補正のときに、この内容については、実は道路公園課長が口頭で説明しておるのですけれども、内容が複雑なものですから、今後、おっしゃるとおりにわかりやすくしたいと思います。

○雨森委員

多賀城市における行政評価の取り組みについてという資料の144ページでお願いいたします。あやめまつり事業の件でございますが、冒頭に申し上げまして、前回、私、舌足らずで、あやめまつりをとりやめろというふうにとられたのかわかりませんが、そうではございません。いろいろな方策を考えながら、あやめまつりも続けていくために、何かいい方法はなかろうかということを上り上げたかったのでございますが、つつい無口でありまして、非常に、ということで、本題に入ります。

このあやめまつりが開催されまして20年ぐらいですか、約20年ぐらいで今日まで来ているのですが、この道路公園課の方で、維持管理するのに1,710万円と、それから、その費用がこれは商工観光課から出ております事業費補助金であやめまつり実行委員会に480万円、両方足しますと2,190万円というお金が毎年出されているわけです。

それであやめまつりが行われて、県内外といいますか、多くの方々から見ていただいているというわけでございますけれども、現実的に言いますと、では、支出はその2,190万円でありまして、収入は幾らあるのだということになりますと、株を売りました10万円分が収入であると、2,190万円使って、もうけは、もうけといいますか、10万円だと。

果たしてこのような事業を、これからずっとやっていけるような、こういう厳しい時代を迎えながら、やはりこういったものも、取りやめではなしに、やはりいろいろな角度からいかに収益を上げていくかということ、もう一度立ちどまって考える必要がなかろうかというふうになります。本当にこれは大きな金額でありまして、これを今度違った歩みで、将来的に多賀城まつりというものに基本的に取り組んでいくなれば、将来的にはこのあやめまつりとか、あるいはまた万葉まつりとかいうものを総合したもので、そしてその中で生かしていくと、そして継続していくというようなことが考えられるのですが、担当課よりお願いいたします。

○高倉商工観光課長

委員からたびたびそのあやめまつりについて御質問をいただいておりますが、あやめまつりである程度収入を得られないかというふうな内容の御質問だと思いますが、まずはっきり言えることは、他の場所でやっているあやめまつりとの違いといいますのは、あそこはアヤメの用地としての確保をしたところではなくて、特別史跡多賀城跡の、あそこは買収をかけて、あるいは公園の方の買収をかけて、あのあやめ園の土地が市の土地になっておるところでございます。

したがって、107ヘクタールの史跡のごく一部の場所であるというふうなことで、そこに有料化を図るような、例えば塀をめぐらして、どこからでも今は入れますが、入園料を取るとなると、恐らく入り口をきちんと決めて、そしてどこからも入れないように頑丈な塀をつくらなければいけないというふうなことになるだろうと。そういうふうな整備は、今の多賀城の史跡の中にはなじまないといいますか、恐らく国の方の許可が必要になりますので、許可のことからいいますと、これは史跡の保存と真っ向からぶつかる話になるだろうというふうに思うのです。

したがって、それでは何もできないのかというふうなことです。今すぐには結論は出ないと思うのですが、私は、将来、たしか昨年も御質問いただいたと思うのですが、駐車場を有料化できないかという話、これは条件をきちんと整えるような形をとれば、あるいはできるのかもしれないというふうに考えておりました。そういう形で幾らかでも公園の整備に、あやめ園の整備に、維持管理費の一部になるような形をとることは、今後やはり検討していく必要があるのではないかとこのように思います。

これは、御承知のように、玉川岩切線がことし7月下旬ですか、に開通するというふうな状況も見えてきていますので、したがって、仙台方面から恐らく相当その道路を通って、多賀城の方においでになる方々も多くなるだろうということは予想されますので、そういう道路の整備、あるいは中央公園の全体的な整備とあわせて、どこにどの程度の駐車場をつくるかというふうなことの大きな計画をつくった上で、有料化についても検討していきたいというふうに思います。

○雨森委員

今、いろいろとお考えをお聞きしたわけなのですが、ぜひそういったことを踏まえて、少しでも収入を求められるような、そしてまた、長期にわたって継続できるような事業であってほしいと思います。

これも、いや、だめですよと言われるかわかりませんが、スズメ山がありますね、今スズメが飛んでいるのかよくわかりませんが、スズメ山を生かして、こう塀をつくりまして、あの山だけでも、そしてやはり何か特徴を持って、お金を出しても、「一遍入ってみたい」というようなものは考えることもできる。やはり文化財に国の方がどうのこうのと規制をかけてきますか、そういったのはどうですか、そういう面は。

○高倉商工観光課長

スズメ山というのは、地名で言うと、字名で言うと後山の部分なのです。ですから、あやめ園のちょうど真ん中にある小高いところなのです。そこに入園をできるように何か施設をつくったらということですか。（「そうです」の声あり）それも恐らく無理だろうというふうに思います。

○雨森委員

無理は無理が生じるのでございまして、それを踏まえながら、しかし国の方にも、とにかくいろいろと事情を訴えながら、なかなかかたい省庁でありますので難しいと思うのですが、将来的にいろいろと策を練っていただきたいとこのように思います。

次にいきます。資料6の91ページなのですが、健康増進事業というのですか、その中でちょっと触れてみたいのですが、きょうの新聞にも、東北6県は非常に自殺者が多いということが報道されております。

その自殺の理由は、不況であるから経済的に苦しいとか、それから2番目に健康状態を苦に自殺者が多いというふうに、内閣府の方から発表されておるのですが、市の方として、ことし1年間、市民の健康に対する取り組みの心意気というものを、ちょっとお聞きしたいのですが。

○岡田健康課長

今年度における健康教育の目玉といたしますか、そういうことでございませうか。（「簡単でいいです」の声あり）やはりことしから内臓脂肪症候群・メタボリックシンドロームの関

係の事業が始まりました。それに伴いまして、やはりそういった健康づくりについてのものが主流といたしますか、目玉ということで、重点課題という形で取り組んでございます。

○雨森委員

参考までに、自殺者といいますが、遺体確認ですか、自殺者にも行方不明の方もありますし、6県で平成4年から平成6年の間に9,772人いるというわけなのです。それで、宮城県もやはりその健康状態、あるいはまた家庭の悩み、それからまた非常にお金がなくて困っているというような方々が、今総合して全国的にも東北6県は非常に多いということが報道されております。

そういう意味でも、やはり体が大事でございますので、またことしも取り組んでいただければと思います。この件はこれで結構でございます。

それから、同じ資料の95ページです。犬・猫処理ですが、余り犬にこだわるわけではないのですけれども、市民の声で、以前にほかの委員からもこういった議会で出ておりましたが、仙台市あるいはまた他市におきましては、行政で犬のお墓を設けているということです。それで、「多賀城市ではそういう考えはありません」ということは、もう数年前からお聞きしておるのですが、やはり非常に犬というものが、今や家庭に密着しております。もう数億年前から人間と犬が一緒になって化石化されて出てくるというような、人間と犬というのは非常に関係が深いようでございます。

これから先、多賀城で犬の墓地、そういったものをお考えいただけるのかどうか。もう数年以前に委員が質問されてからかなりの年数がたっておりますので、市民から、何とか一遍それを確認してくれという声を聞きましたのでお尋ねいたします。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

たびたび出るのでございますけれども、多賀城にはそれに適した場所がございませんので、今のところは考えありません。

○雨森委員

適した場所がないということでありまして、なかなか困ったものです。やはり市民の声でまちづくり、そういったことも市民の皆さんが切に要望しているのを聞くのです。火葬しても、持っていくところがないということで、非常に今室内犬もいっぱいいるわけですから、もう家族同様にやっておりますので、また将来的に何とかそういったことも踏まえて考えていただければと、これは要望いたします。

それから、もう1点だけお願いします。115ページです。商店街活性化推進事業費等補助金としてあるのですが、これ質疑に当たるかわかりませんが、多賀城の市内で今非常に空洞化になりまして、商店街というのはどの辺の部分の商店街というのか、二、三ありましたらちょっとお知らせいただけます。

○高倉商工観光課長

今、多賀城市内で商店振興会として団体登録しておりますのは、下馬商店会、大代商店会、それから伝上山、中央商店会、それから高橋商店会と5カ所ございます。

それで、御承知のとおり、その地域の中で商店が集合しているところの方々に組織されておる商店街あるいは商店振興会ということでございます。

○雨森委員

以前も何かそのようなお答えを聞いたことがあります。その中でも特に、廃業していらっしゃる方が非常にふえておりますし、これをどうこうせよということはなかなか難しいのですが、以前聞くとところによると、多賀城市が昭和 46 年ですか、町から市になるときに、国の方から来て、多賀城の商店街はどこだということで、市の職員が一生懸命、下馬の道を 45 号線行ったり来たり、行ったり来たりして、多賀城のメインの商店街はここでありますということを、非常に頑張ったというようなお話も聞いたことがあるのですが、そうすると、今度新しく高架になります駅ですが、の方もまた商店としてその中に加わると思うのですが、非常に寂しいところがあるのです。だんだんと本当にお店も廃業していくものですから、商店街といいますと、何か多賀城は寂しいなと思います。

いずれにしましても、商売の方々も頑張っていかななくてはいけないと思いますので、今後とも市の方も応援していただきたいと思います。

○相澤委員

3 点お聞きします。一つは、115 ページ、中小企業振興資金についてお聞きします。二つ目に、117 ページ、観光サイン整備についてお聞きします。三つ目に、119 ページ、観光誘客についてお聞きします。

まず最初の、115 ページの、中小企業振興資金につきましては、補正予算等でも同じ質問をした後で、担当課長の方から報告をいただきまして、いわゆる緊急保証制度、10 月 31 日からスタートした緊急保証制度を見ますと、約 70 件の相談があって、ほぼ 100% の認定件数が出されております。

それで、同じように中小企業振興資金においては、3 カ月で 21 件で、金額にして 1 億 4,552 万円ほどの実績をお聞きしましたが、そのほかに多賀城・七ヶ浜商工会等の関係もございしますが、とりあえず緊急保証制度、これに的を絞ってお聞きしたいのですが、これを 1 億 4,000 万円ほどを、この 70 件で簡単に、単純に割ってしまって、1 件当たりの平均 600 万円ほどだというふうにとらえていいのでしょうか。

○高倉商工観光課長

国の緊急保証制度でしょうか。国の緊急保証制度につきましては、多賀城市の行政としては、認定行為をやっているのです。したがって、それぞれの企業の方々がどのくらいの融資を受けているかについては、要件の中にありませんので、それは銀行だとか、あるいは信用保証協会、そちらの方でないとはっきりしたことはわかりません。

○相澤委員

それでは、約 3 カ月で 70 件なのですが、1 カ月平均すると 23 件ぐらいになると思うのですが、どれぐらいの規模の業種かはわかりませんが、単純に、私なりに想像すると、1 社当たり 10 人の従業員を抱えるとすると、この 3 カ月で 70 社、いわゆる 700 人ぐらいの雇用が保障された、ととらえることができるのかと想像するのですがいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

かなり当たっていると思います。

○相澤委員

ありがとうございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。117ページ、観光サイン整備、これは同じように行政評価で見ますと142ページにその指標が出ているのですが、この数字を見ますと、平成19年度、20年度が数字にないのですけれども、まずこの理由を教えてください。

○高倉商工観光課長

この観光サイン計画につきましては、全体計画を平成11年度から持っておりまして、この19年度、20年度については、一時中止の状態、予算化はしておりませんでした。

○相澤委員

どういう観光サインを想定しているのか、できればお聞きしたいのですが、例えば、先ほども質疑の中でありました食文化、多賀城に今度おいしい、推薦する食事を出してくれるお店が何軒かできましたね。そういう案内などはできないのでしょうか、この観光サインの中に。

○高倉商工観光課長

観光サインは形は決まっているものでございまして、それで車両系のもので、それから歩行者系のものであるのです。市内に幾つかもう既に設置されておりまして、市役所の近くにも歩行者系のものであるのですが、平成21年度はその歩行者系のサインを1基つけたいというふうに思っております。

今御指摘の、市内のおいしい食品を提供してくれるお店については、別にパンフレットをつくっておりますので、そちらで案内を、あるいはそれを見て、利用していただくというふうなふうに考えております。

○相澤委員

ほかのまちのことであれですけれども、例えば塩竈はおすしがおいしいと、かなり遠くからもそれを探しくるらしいのですが、そのお店がどこにあるかわからなくて、結局は探しあぐねて帰ってしまうという話を何回か聞いたことがあるのです。

ですから、パンフレットも大事ですけれども、もしもそういう、「何かここはおいしいのだよ」というのが一目で、今は車の時代ですから、車で通っていったときにわかるようなものが何かできないのかと思うのですけれども、今後その辺はどうでしょうか。

○高倉商工観光課長

平成20年度の事業の中で、物産コーナーというのをつくりました。その物産コーナーにあわせて、その今おっしゃるお店、提供するお店がどこにあるかというそのポスターをつくってございます。ですから、それを見ていただいた方は、大体市内のどの辺にあるのかというのはわかります。車で来た人が、車を運転しながらそれを確認できるようなふうな、例えば大きい看板のようなものは、そこまではちょっと考えておらないのですが、観光のサービスエリアだとか、そういうところにパンフレットポスターを置いて、そしてそれを持って現地に来ていただくと、市内に入ってきていただくというような形をとれるようにしていきたいというふうに考えております。

○相澤委員

何とか工夫して、よろしく願います。

次に、その 119 ページの、観光誘客に関する件でお聞きします。ほかの件でも、例えば市民歌を市民にどんどん普及させてはというお話もありましたけれども、例えば、市長はよく中村紘子さんですか、文化センターのすばらしさを、個人的にも手紙をやりとりされたようなお話も聞いたことがあるのですけれども、例えばその方をお呼びして、この文化センターで市民歌まつりのようなものができるのかとか。

あるいは、これは言いつ放しで、聞きつ放しでいていただいて結構だと思うのですけれども、私は深谷委員の一般質問の「すぐやる課」で非常に刺激を受けたのですけれども、例えば市長に提出したあの資料を、わずか 1 時間ちょっとでパソコンでつくったのだというお話でしたけれども、例えば、多賀城市のいいところを、観光に限らず、工場で働く姿とか、あるいは観光であれば加瀬沼の白鳥とか桜とか、大代緑地公園にある貞山運河には、たしかあそこにはオシドリがいますね。そういうのをほとんど知らないと思うのです。あんなすばらしいところにああいういいのがあるとか、あるいは幼稚園の姿とか、そういうような感じの、例えばプロモーション、今はやりの DVD ですか、これはやろうと思えば半日ぐらいでつくれるのです。今デジカメの時代ですし、デジタルビデオで、それを販売するとなるといろいろ難しいでしょうけれども、まずは、例えば市長がトップセールスマンでいろいろなところに出かけていくというときに、多賀城はこんなにいいところですよ、ふっと 1 枚持っていただけで、非常に私は武器になるのではないかと思うのですけれども、そういうことは考えられないでしょうか。

○高倉商工観光課長

検討課題にさせていただきたいと思います。

○相澤委員

先ほど、商工観光課長のお話の中にも、「観光だけでなく」という言葉があったのですけれども、私もそう思うのです。観光となると、通り一遍の通り過ぎていくことだけを考えるような感じがするので、私はむしろ、住んでよかったというまちに、多賀城ってこんなに魅力のあるまちだよと、食べ物だってこんなにおいしいと、例を出しますと、多賀城のお米ササニシキ、私は民間企業に働いていたときに、食堂で御飯を出されるのですけれども、毎日食べているので、そんなにおいしいとは思わなかったのです。むしろうちで炊いた方がもっとおいしいかなというぐらいに思っているのです。ところが、東京から来た社員が、そこで多賀城の飯を食べたら、「こんなうまいのを食べているのですか、あなた方」と言うのです。まだまだ我々は、この多賀城のよさを感じていないのではないかというところがあるのです。

ですから、観光だけに限らず、多賀城のよさをぜひ、つくって、先ほど言ったように、DVD か何かでもつくろうと思えば、1 日ぐらいでつくれるわけですから、何かそういうものにぜひ挑戦していただきたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○森委員長

あと何人ぐらい質問者いらっしゃいますでしょうか。はい。

○森委員長

では、お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来たる3月9日は午前10時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでございました。

午後4時55分 延会

予算特別委員会

委員長 森 長一郎